

投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2023.2.21

ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース(為替ヘッジなし) Bコース(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース(為替ヘッジなし)」、「ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年2月20日に関東財務局長に提出しており、2023年2月21日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
（1）【ファンドの名称】	1
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】	1
（3）【発行（売出）価額の総額】	1
（4）【発行（売出）価格】	1
（5）【申込手数料】	1
（6）【申込単位】	1
（7）【申込期間】	1
（8）【申込取扱場所】	2
（9）【払込期日】	2
（10）【払込取扱場所】	2
（11）【振替機関に関する事項】	2
（12）【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	57
第3【ファンドの経理状況】	63
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	86
第三部【委託会社等の情報】	87
第1【委託会社等の概況】	87
約款	129

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）

ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）

（以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2023年2月21日から2024年2月19日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000 億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
	内外	その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

属性区分表

ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース (為替ヘッジなし)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	北米				
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし	その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
債券	(隔月)	アジア	オブ・			
一般	年12回	オセアニア	ファンズ			
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東 (中東)				その他 ()
クレジット	()	エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 (投 資信託証券 (債 券 公債))						
資産複合 ()						

ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券 公債))	日々 その他 ()	エマージング			その他 ()	ロング・ショート型／絶対収益追求型
資産複合 ()						その他 ()

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産

		のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネー・ジェネレーション・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B 格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B 格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 1 回		信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。

		ます。
	年 6 回（隔月）	信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 12 回（毎月）	信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経 2 2 5	信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	T O P I X	信託約款において、T O P I X に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値に

		より定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

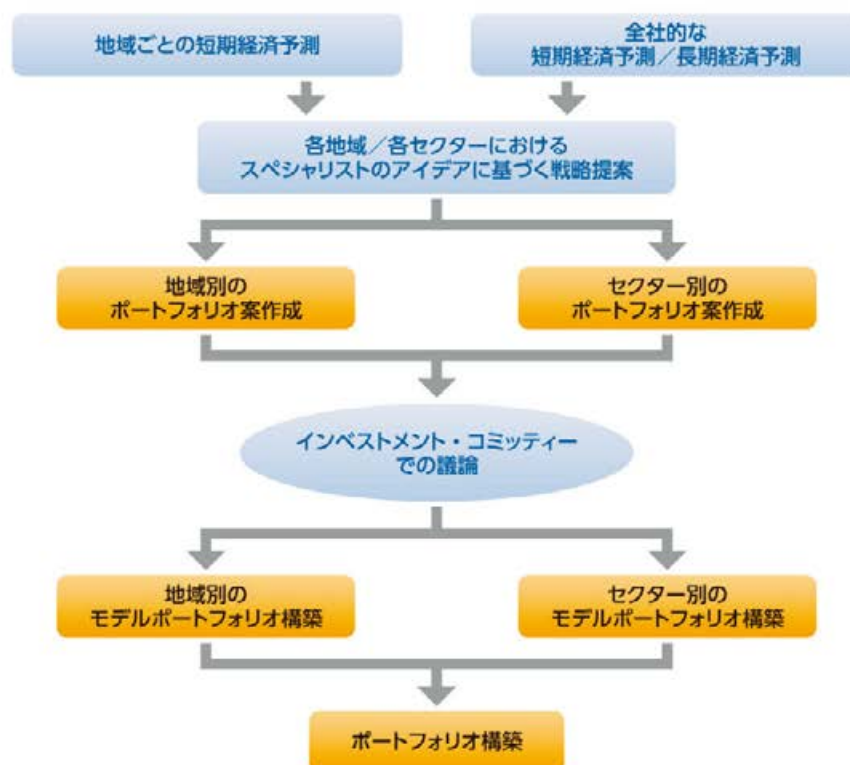
米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色



米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象として、分散投資を行います。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長をめざして運用を行います。
- 主として円建ての外国投資信託への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📖 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。



エマージング債券とは

新興経済国(エマージング・カントリー)の政府、政府機関、企業が発行する債券です。先進国の国債等と比較して信用力が低い代わりに利回りが高くなる傾向があります。

📖 新興経済国とは、経済が発展途上にあり、今後の急速な経済成長が期待できる国々をいいます。

<世界の主な新興経済国>



❗ 上記以外の国を投資対象国とすることがあります。

<債券への投資方針について>

- ・実質的な投資対象とするエマージング債券は、新興経済国の政府および政府機関等の発行もしくは保証する債券(ソブリン債券、準ソブリン債券)ですが、エマージング債券と同様の投資効果を持つデリバティブ取引を活用する場合があります。
- ・また、一部資金管理目的で、米国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等にも実質的に投資を行います。
- ・投資する債券の実質的な平均デュレーションは原則として3年以上8年以内で調整します。
- ・実質的に投資する債券は、原則として取得時において「CCC-格」相当以上の格付けを有しているものに限定し、投資する債券の実質的な平均格付けは原則として「B-格」相当以上を維持します。
- ・主に先進国通貨建ての資産に実質的に投資します。ただし、限定的な範囲内において、新興経済国の現地通貨建て資産にも実質的に投資を行います。

❗ デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

<信用格付けと利回りについて>

- ❗ 信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

	信用力									
	投資適格格付け				投機的格付け					
ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	-
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D

Moody'sのAaからCaaまでの信用格付けには「1、2、3」、S&PのAAからCCCまでの信用格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

上記は信用格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは信用格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

特色2

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ベースおよび円ヘッジベース)をベンチマークとします。

- 「Aコース(為替ヘッジなし)」は、JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)をベンチマークとします。
- 「Bコース(為替ヘッジあり)」は、JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

 JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している米ドル建ての新興国債および国債に準じる債券のパフォーマンスを表す指数で、指数構成国の組入比率に調整を加えた指数です。組入比率の調整を行わない指数としてJPモルガンEMBIグローバルがあります。各指数は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しております。

 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

 実際のファンドの国別構成比率はベンチマークと異なります。

特色3

運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。
ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

特色4

「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」の2つのコースがあります。

- 「Aコース(為替ヘッジなし)」は、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 「Bコース(為替ヘッジあり)」は、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- 「Aコース(為替ヘッジなし)」と「Bコース(為替ヘッジあり)」の間で、スイッチングを行うことができます。

 販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみ取り扱う場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

 スwitchingの際は、換金するファンドに対して税金がかかります。スイッチングの購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

特色5

原則として、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)の分配をめざします。

- 原則として、利子収入等を中心に、経費等を勘案して安定分配を行うことをめざします。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。

<分配金の支払いのイメージ>



❗ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



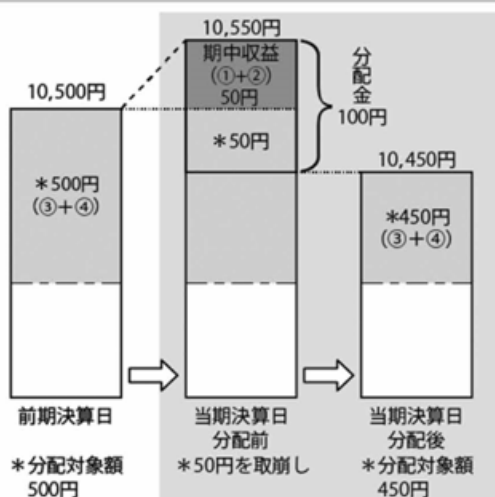
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

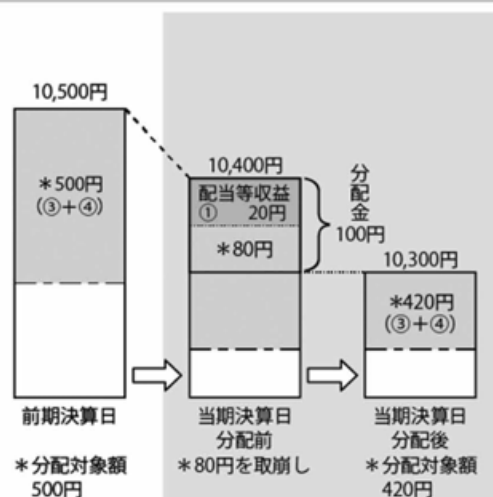
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



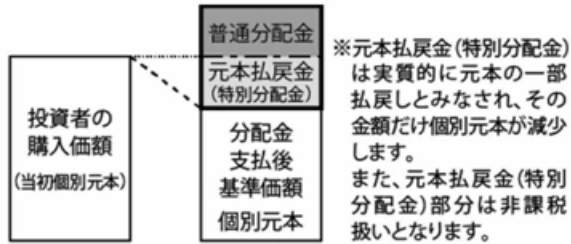
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

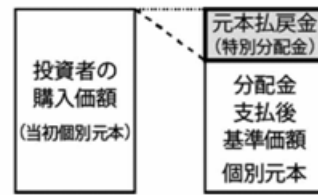
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



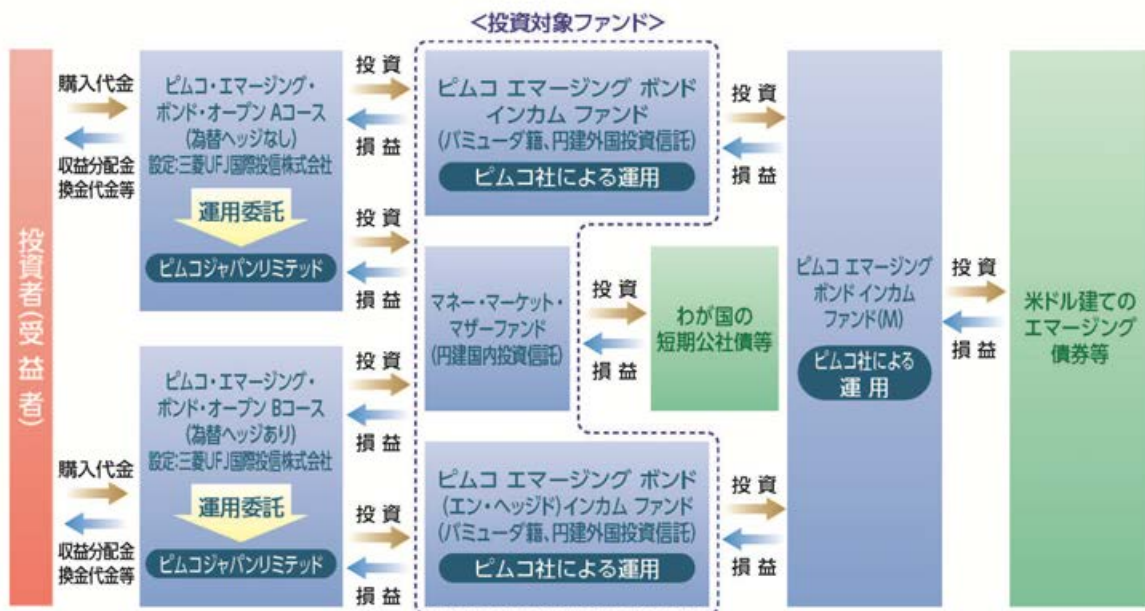
普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



三菱UFJ国際投信は、運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託を通じて世界のエマージング債券等に投資するとともに、マネー・マーケット・マザーファンドを通じてわが国の短期公社債等に投資します。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

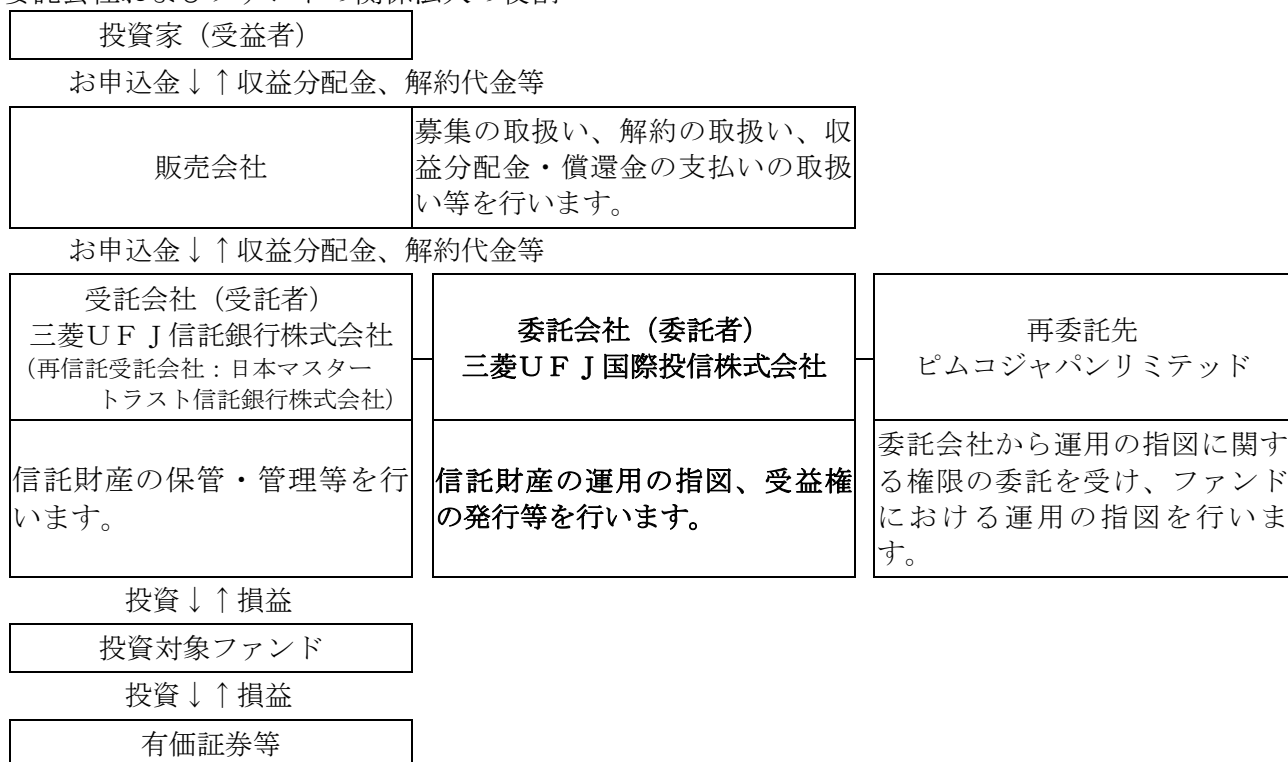
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2005 年 3 月 4 日	設定日、信託契約締結、運用開始
2005 年 10 月 1 日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2022 年 11 月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
- ・設立年月日
1985 年 8 月 1 日

- ・資本金
2,000 百万円
- ・沿革
1997 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ 投信株式会社に変更
2015 年 7 月 三菱UFJ 投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ 国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ 信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	211,581 株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）」

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンドの投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

J Pモルガン EMB I グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）をベンチマークとします。

ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則として3年以上8年以内で調整します。

実質的に投資する公社債は、原則として取得時においてCCC一格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則としてB一格相当以上を維持します。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）」

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド（エン・ヘッジド） インカム ファンドの投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド（エン・ヘッジド） インカム ファンド」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

J Pモルガン EMB I グローバル・ダイバーシファイド（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則として3年以上8年以内で調整します。

実質的に投資する公社債は、原則として取得時においてCCC一格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則としてB一格相当以上を維持します。

実質的な組入外貨建資産については、原則として投資する外国投資信託において為替ヘッジを行います。

す。

運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

「ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）」

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンドおよび証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

「ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）」

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド（エン・ヘッジド） インカム ファンドおよび証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

< 投資信託証券の概要 >

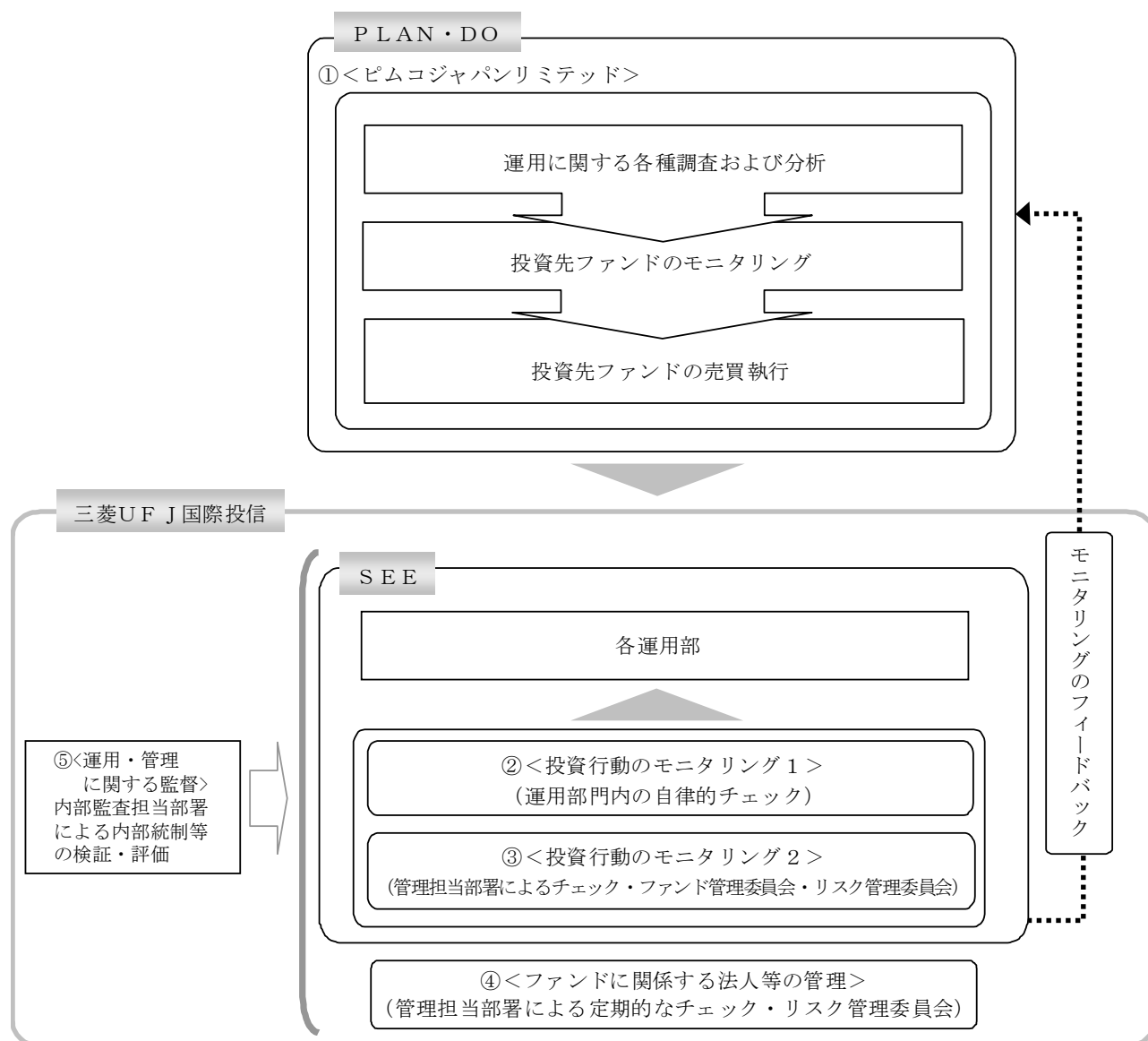
ファンド名	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド	ピムコ エマージング ボンド (エン・ヘッジド) インカム ファンド
形態	パミュダ籍・円建外国投資信託	
投資態度	ベンチマークであるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)を上回る投資成果をめざします。	ベンチマークであるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ヘッジベース)を上回る投資成果をめざします。
主な投資対象	新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品等	
主な投資制限	・通常、ファンドの純資産総額の80%以上を新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品に投資します。 ・投資する債券は原則として取得時においてCCC一格相当以上の格付けを取得しているものに限り、ます。 ・投資する債券の平均格付けは、原則としてB一格相当以上に維持します。 ・投資する債券の平均デュレーションは、原則として3年以上8年以内で調整します。 ・米ドル建ておよび米ドル建て以外の資産に投資を行います。 ・資金管理目的で、米国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等にも投資を行います。	
	・原則として、為替ヘッジを行いません。	・原則として、為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。	
購入時手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC(PIMCO)	
設定日	2005年3月4日	
決算日	原則として毎年10月31日	
分配方針	原則として毎月经費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。 なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。	

原則として「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。

その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005 年 3 月 4 日
決算日	原則として毎年 5 月および 11 月の 20 日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

(3) 【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング 1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング 2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑥資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

「ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース (為替ヘッジなし)」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

「ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース (為替ヘッジあり)」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産ですが、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。

この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。

※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金

のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS 指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

Aコース(為替ヘッジなし)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年12月末～2022年11月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年12月末～2022年11月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債
(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

Bコース(為替ヘッジあり)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年12月末～2022年11月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年12月末～2022年11月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債
(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額 (発行価格) $\times$ 3.3% (税抜 3%) を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース (一般コース) と分配金再投資コース (累積投資コース) があり、分配金再投資コース (累積投資コース) の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金 (解約) 手数料】

かかりません。

※換金 (解約) 手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.65% (税抜 1.5%) の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 $\times$ 信託報酬率 $\times$ (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.8%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、3、6、9、12月の15日（該当日が休業日の時は該当日以降の最初の営業日）から15日以内および信託終了のときから15日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66%以内（税抜 年0.6%以内）の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

（4）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が

適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 11 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）】

（1）【投資状況】

令和 4 年 11 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	6,455,482,716	99.46
親投資信託受益証券	日本	7,011,870	0.11
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	28,098,151	0.43
純資産総額		6,490,592,737	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 11 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド	769,059.1752	8,311	6,391,650,805	8,394	6,455,482,716	99.46
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	6,887,212	1.0181	7,011,870	1.0181	7,011,870	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 11 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.46
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 11 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額
--	-------	------

			(1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 92 計算期間末日 (平成 24 年 12 月 20 日)	18, 175, 996, 472	18, 330, 082, 131	7, 667	7, 732
第 93 計算期間末日 (平成 25 年 1 月 21 日)	20, 555, 942, 227	20, 719, 626, 011	8, 163	8, 228
第 94 計算期間末日 (平成 25 年 2 月 20 日)	23, 326, 249, 334	23, 508, 855, 239	8, 303	8, 368
第 95 計算期間末日 (平成 25 年 3 月 21 日)	26, 667, 751, 005	26, 874, 996, 386	8, 364	8, 429
第 96 計算期間末日 (平成 25 年 4 月 22 日)	29, 766, 596, 968	29, 987, 582, 260	8, 755	8, 820
第 97 計算期間末日 (平成 25 年 5 月 20 日)	31, 993, 152, 627	32, 222, 997, 631	9, 048	9, 113
第 98 計算期間末日 (平成 25 年 6 月 20 日)	28, 746, 938, 511	28, 986, 652, 298	7, 795	7, 860
第 99 計算期間末日 (平成 25 年 7 月 22 日)	29, 908, 933, 040	30, 147, 194, 051	8, 159	8, 224
第 100 計算期間末日 (平成 25 年 8 月 20 日)	27, 619, 042, 021	27, 853, 626, 872	7, 653	7, 718
第 101 計算期間末日 (平成 25 年 9 月 20 日)	25, 356, 293, 968	25, 564, 944, 637	7, 899	7, 964
第 102 計算期間末日 (平成 25 年 10 月 21 日)	24, 353, 671, 760	24, 556, 750, 856	7, 795	7, 860
第 103 計算期間末日 (平成 25 年 11 月 20 日)	23, 414, 730, 681	23, 610, 682, 716	7, 767	7, 832
第 104 計算期間末日 (平成 25 年 12 月 20 日)	22, 462, 201, 232	22, 643, 933, 074	8, 034	8, 099
第 105 計算期間末日 (平成 26 年 1 月 20 日)	21, 707, 652, 711	21, 883, 431, 228	8, 027	8, 092
第 106 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 20 日)	20, 529, 427, 542	20, 701, 487, 355	7, 756	7, 821
第 107 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 20 日)	19, 798, 986, 808	19, 965, 140, 710	7, 745	7, 810
第 108 計算期間末日 (平成 26 年 4 月 21 日)	19, 490, 085, 248	19, 650, 037, 958	7, 920	7, 985
第 109 計算期間末日 (平成 26 年 5 月 20 日)	18, 984, 199, 284	19, 139, 810, 838	7, 930	7, 995
第 110 計算期間末日 (平成 26 年 6 月 20 日)	18, 365, 387, 135	18, 514, 193, 210	8, 022	8, 087
第 111 計算期間末日 (平成 26 年 7 月 22 日)	17, 854, 729, 103	18, 000, 810, 783	7, 945	8, 010
第 112 計算期間末日 (平成 26 年 8 月 20 日)	17, 729, 511, 080	17, 873, 028, 271	8, 030	8, 095
第 113 計算期間末日 (平成 26 年 9 月 22 日)	17, 769, 596, 704	17, 907, 570, 824	8, 371	8, 436
第 114 計算期間末日 (平成 26 年 10 月 20 日)	16, 740, 595, 552	16, 874, 744, 034	8, 111	8, 176
第 115 計算期間末日 (平成 26 年 11 月 20 日)	17, 055, 218, 931	17, 180, 610, 059	8, 841	8, 906
第 116 計算期間末日 (平成 26 年 12 月 22 日)	16, 229, 972, 929	16, 352, 422, 863	8, 615	8, 680
第 117 計算期間末日 (平成 27 年 1 月 20 日)	15, 645, 770, 667	15, 766, 699, 792	8, 410	8, 475
第 118 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 20 日)	15, 626, 401, 955	15, 745, 283, 364	8, 544	8, 609
第 119 計算期間末日 (平成 27 年 3 月 20 日)	15, 163, 901, 335	15, 279, 014, 284	8, 562	8, 627
第 120 計算期間末日 (平成 27 年 4 月 20 日)	14, 890, 335, 730	15, 002, 454, 549	8, 633	8, 698
第 121 計算期間末日 (平成 27 年 5 月 20 日)	14, 529, 832, 459	14, 638, 982, 029	8, 653	8, 718
第 122 計算期間末日 (平成 27 年 6 月 22 日)	13, 980, 444, 929	14, 086, 614, 677	8, 559	8, 624
第 123 計算期間末日 (平成 27 年 7 月 21 日)	13, 866, 115, 800	13, 970, 657, 748	8, 621	8, 686
第 124 計算期間末日 (平成 27 年 8 月 20 日)	13, 269, 288, 206	13, 371, 976, 961	8, 399	8, 464
第 125 計算期間末日 (平成 27 年 9 月 24 日)	12, 337, 449, 333	12, 438, 436, 274	7, 941	8, 006
第 126 計算期間末日 (平成 27 年 10 月 20 日)	12, 162, 798, 448	12, 262, 389, 762	7, 938	8, 003
第 127 計算期間末日 (平成 27 年 11 月 20 日)	11, 900, 252, 940	11, 996, 196, 628	8, 062	8, 127
第 128 計算期間末日 (平成 27 年 12 月 21 日)	11, 072, 624, 216	11, 165, 789, 495	7, 725	7, 790
第 129 計算期間末日 (平成 28 年 1 月 20 日)	10, 304, 431, 079	10, 396, 512, 193	7, 274	7, 339
第 130 計算期間末日 (平成 28 年 2 月 22 日)	9, 768, 442, 241	9, 858, 301, 180	7, 066	7, 131

第 131 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	9, 851, 703, 128	9, 940, 064, 431	7, 247	7, 312
第 132 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	9, 619, 135, 153	9, 706, 108, 371	7, 189	7, 254
第 133 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	9, 477, 117, 168	9, 563, 557, 190	7, 126	7, 191
第 134 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	8, 981, 009, 239	9, 066, 728, 580	6, 810	6, 875
第 135 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	9, 325, 018, 775	9, 409, 417, 136	7, 182	7, 247
第 136 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	8, 893, 735, 899	8, 978, 325, 055	6, 834	6, 899
第 137 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	8, 886, 732, 983	8, 945, 461, 455	6, 809	6, 854
第 138 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	9, 485, 034, 777	9, 546, 734, 570	6, 918	6, 963
第 139 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	10, 048, 083, 302	10, 112, 356, 479	7, 035	7, 080
第 140 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	10, 091, 722, 090	10, 152, 682, 103	7, 450	7, 495
第 141 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	9, 665, 758, 818	9, 724, 222, 317	7, 440	7, 485
第 142 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	9, 332, 979, 133	9, 390, 371, 626	7, 318	7, 363
第 143 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	9, 256, 148, 198	9, 313, 157, 770	7, 306	7, 351
第 144 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	9, 244, 092, 630	9, 302, 339, 825	7, 142	7, 187
第 145 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	9, 391, 257, 087	9, 449, 077, 994	7, 309	7, 354
第 146 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	9, 987, 581, 538	10, 049, 025, 590	7, 315	7, 360
第 147 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	10, 011, 266, 097	10, 072, 959, 066	7, 302	7, 347
第 148 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	10, 631, 087, 625	10, 698, 105, 299	7, 138	7, 183
第 149 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	11, 102, 689, 153	11, 170, 536, 714	7, 364	7, 409
第 150 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	11, 507, 369, 379	11, 577, 053, 819	7, 431	7, 476
第 151 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	12, 275, 460, 294	12, 350, 784, 975	7, 334	7, 379
第 152 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	12, 632, 147, 219	12, 709, 044, 659	7, 392	7, 437
第 153 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	12, 310, 124, 787	12, 386, 929, 070	7, 213	7, 258
第 154 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 20 日)	11, 806, 708, 813	11, 885, 680, 793	6, 728	6, 773
第 155 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 20 日)	11, 694, 630, 703	11, 773, 697, 867	6, 656	6, 701
第 156 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 20 日)	11, 808, 002, 929	11, 886, 903, 169	6, 735	6, 780
第 157 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 21 日)	11, 709, 239, 519	11, 787, 872, 778	6, 701	6, 746
第 158 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 20 日)	11, 304, 264, 591	11, 382, 250, 919	6, 523	6, 568
第 159 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 20 日)	11, 372, 618, 392	11, 447, 472, 846	6, 837	6, 882
第 160 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 20 日)	10, 736, 111, 742	10, 809, 985, 831	6, 540	6, 585
第 161 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 20 日)	10, 674, 764, 740	10, 747, 490, 517	6, 605	6, 650
第 162 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 22 日)	10, 338, 587, 847	10, 409, 403, 362	6, 570	6, 615
第 163 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 20 日)	10, 144, 807, 664	10, 215, 350, 700	6, 471	6, 516
第 164 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	10, 108, 126, 463	10, 178, 298, 908	6, 482	6, 527
第 165 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	10, 049, 572, 527	10, 119, 631, 121	6, 455	6, 500
第 166 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	10, 163, 911, 809	10, 233, 380, 962	6, 584	6, 629
第 167 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	10, 284, 011, 598	10, 353, 203, 373	6, 688	6, 733
第 168 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	10, 232, 432, 299	10, 301, 042, 240	6, 711	6, 756
第 169 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	9, 952, 952, 158	10, 021, 399, 408	6, 543	6, 588
第 170 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	10, 020, 518, 095	10, 088, 810, 014	6, 603	6, 648
第 171 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	10, 043, 487, 251	10, 111, 821, 063	6, 614	6, 659

第 172 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	10, 026, 329, 223	10, 096, 036, 117	6, 473	6, 518
第 173 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	10, 177, 084, 645	10, 246, 727, 100	6, 576	6, 621
第 174 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	10, 107, 558, 533	10, 177, 039, 653	6, 546	6, 591
第 175 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	10, 115, 415, 335	10, 185, 496, 781	6, 495	6, 540
第 176 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	10, 444, 923, 122	10, 515, 920, 107	6, 620	6, 665
第 177 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	10, 531, 673, 612	10, 602, 144, 651	6, 725	6, 770
第 178 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	10, 786, 934, 578	10, 857, 701, 843	6, 859	6, 904
第 179 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	8, 653, 794, 245	8, 724, 154, 493	5, 535	5, 580
第 180 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	8, 748, 771, 488	8, 803, 181, 761	5, 628	5, 663
第 181 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	9, 036, 467, 283	9, 091, 197, 057	5, 779	5, 814
第 182 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	9, 424, 527, 522	9, 479, 126, 397	6, 041	6, 076
第 183 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	9, 481, 884, 394	9, 536, 162, 057	6, 114	6, 149
第 184 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	9, 487, 661, 280	9, 541, 458, 626	6, 173	6, 208
第 185 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	9, 155, 205, 596	9, 208, 441, 673	6, 019	6, 054
第 186 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	9, 101, 500, 165	9, 154, 186, 278	6, 046	6, 081
第 187 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	8, 990, 326, 622	9, 042, 206, 335	6, 065	6, 100
第 188 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	8, 921, 672, 396	8, 972, 560, 873	6, 136	6, 171
第 189 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	8, 718, 078, 873	8, 768, 389, 918	6, 065	6, 100
第 190 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	8, 588, 500, 133	8, 637, 747, 082	6, 104	6, 139
第 191 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	8, 470, 247, 929	8, 518, 742, 151	6, 113	6, 148
第 192 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	8, 416, 586, 487	8, 464, 280, 500	6, 176	6, 211
第 193 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	8, 317, 710, 501	8, 364, 873, 522	6, 173	6, 208
第 194 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	8, 490, 242, 700	8, 537, 139, 964	6, 336	6, 371
第 195 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	8, 334, 258, 644	8, 380, 800, 303	6, 267	6, 302
第 196 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	8, 168, 214, 737	8, 214, 028, 660	6, 240	6, 275
第 197 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	8, 055, 056, 317	8, 100, 364, 742	6, 222	6, 257
第 198 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	8, 068, 584, 997	8, 113, 311, 107	6, 314	6, 349
第 199 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	7, 742, 709, 839	7, 786, 230, 576	6, 227	6, 262
第 200 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	7, 490, 126, 919	7, 532, 848, 239	6, 136	6, 171
第 201 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	7, 200, 112, 592	7, 242, 621, 816	5, 928	5, 963
第 202 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	7, 111, 808, 467	7, 154, 232, 748	5, 867	5, 902
第 203 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	6, 793, 288, 561	6, 835, 185, 176	5, 675	5, 710
第 204 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	7, 059, 834, 616	7, 101, 334, 485	5, 954	5, 989
第 205 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	6, 558, 082, 447	6, 599, 178, 469	5, 585	5, 620
第 206 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	6, 719, 154, 710	6, 759, 980, 760	5, 760	5, 795
第 207 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	6, 402, 620, 035	6, 442, 943, 122	5, 557	5, 592
第 208 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	6, 704, 115, 554	6, 744, 249, 889	5, 846	5, 881
第 209 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	6, 730, 766, 478	6, 770, 778, 210	5, 888	5, 923
第 210 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	6, 489, 672, 803	6, 529, 608, 572	5, 688	5, 723
第 211 計算期間末日	(令和 4 年 11 月 21 日)	6, 428, 138, 520	6, 467, 838, 433	5, 667	5, 702

令和 3 年 11 月末日	7, 522, 963, 652	—	6, 091	—
12 月末日	7, 531, 077, 332	—	6, 197	—
令和 4 年 1 月末日	7, 300, 004, 275	—	5, 999	—
2 月末日	6, 929, 757, 344	—	5, 717	—
3 月末日	7, 010, 889, 358	—	5, 880	—
4 月末日	6, 920, 562, 513	—	5, 862	—
5 月末日	6, 731, 870, 134	—	5, 747	—
6 月末日	6, 696, 764, 308	—	5, 733	—
7 月末日	6, 512, 946, 240	—	5, 648	—
8 月末日	6, 718, 779, 875	—	5, 855	—
9 月末日	6, 444, 659, 098	—	5, 634	—
10 月末日	6, 512, 835, 858	—	5, 713	—
11 月末日	6, 490, 592, 737	—	5, 721	—

② 【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 92 計算期間	65 円
第 93 計算期間	65 円
第 94 計算期間	65 円
第 95 計算期間	65 円
第 96 計算期間	65 円
第 97 計算期間	65 円
第 98 計算期間	65 円
第 99 計算期間	65 円
第 100 計算期間	65 円
第 101 計算期間	65 円
第 102 計算期間	65 円
第 103 計算期間	65 円
第 104 計算期間	65 円
第 105 計算期間	65 円
第 106 計算期間	65 円
第 107 計算期間	65 円
第 108 計算期間	65 円
第 109 計算期間	65 円
第 110 計算期間	65 円
第 111 計算期間	65 円
第 112 計算期間	65 円
第 113 計算期間	65 円

第 114 計算期間	65 円
第 115 計算期間	65 円
第 116 計算期間	65 円
第 117 計算期間	65 円
第 118 計算期間	65 円
第 119 計算期間	65 円
第 120 計算期間	65 円
第 121 計算期間	65 円
第 122 計算期間	65 円
第 123 計算期間	65 円
第 124 計算期間	65 円
第 125 計算期間	65 円
第 126 計算期間	65 円
第 127 計算期間	65 円
第 128 計算期間	65 円
第 129 計算期間	65 円
第 130 計算期間	65 円
第 131 計算期間	65 円
第 132 計算期間	65 円
第 133 計算期間	65 円
第 134 計算期間	65 円
第 135 計算期間	65 円
第 136 計算期間	65 円
第 137 計算期間	45 円
第 138 計算期間	45 円
第 139 計算期間	45 円
第 140 計算期間	45 円
第 141 計算期間	45 円
第 142 計算期間	45 円
第 143 計算期間	45 円
第 144 計算期間	45 円
第 145 計算期間	45 円
第 146 計算期間	45 円
第 147 計算期間	45 円
第 148 計算期間	45 円
第 149 計算期間	45 円
第 150 計算期間	45 円
第 151 計算期間	45 円
第 152 計算期間	45 円
第 153 計算期間	45 円
第 154 計算期間	45 円

第 155 計算期間	45 円
第 156 計算期間	45 円
第 157 計算期間	45 円
第 158 計算期間	45 円
第 159 計算期間	45 円
第 160 計算期間	45 円
第 161 計算期間	45 円
第 162 計算期間	45 円
第 163 計算期間	45 円
第 164 計算期間	45 円
第 165 計算期間	45 円
第 166 計算期間	45 円
第 167 計算期間	45 円
第 168 計算期間	45 円
第 169 計算期間	45 円
第 170 計算期間	45 円
第 171 計算期間	45 円
第 172 計算期間	45 円
第 173 計算期間	45 円
第 174 計算期間	45 円
第 175 計算期間	45 円
第 176 計算期間	45 円
第 177 計算期間	45 円
第 178 計算期間	45 円
第 179 計算期間	45 円
第 180 計算期間	35 円
第 181 計算期間	35 円
第 182 計算期間	35 円
第 183 計算期間	35 円
第 184 計算期間	35 円
第 185 計算期間	35 円
第 186 計算期間	35 円
第 187 計算期間	35 円
第 188 計算期間	35 円
第 189 計算期間	35 円
第 190 計算期間	35 円
第 191 計算期間	35 円
第 192 計算期間	35 円
第 193 計算期間	35 円
第 194 計算期間	35 円
第 195 計算期間	35 円

第 196 計算期間	35 円
第 197 計算期間	35 円
第 198 計算期間	35 円
第 199 計算期間	35 円
第 200 計算期間	35 円
第 201 計算期間	35 円
第 202 計算期間	35 円
第 203 計算期間	35 円
第 204 計算期間	35 円
第 205 計算期間	35 円
第 206 計算期間	35 円
第 207 計算期間	35 円
第 208 計算期間	35 円
第 209 計算期間	35 円
第 210 計算期間	35 円
第 211 計算期間	35 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 92 計算期間	5. 29
第 93 計算期間	7. 31
第 94 計算期間	2. 51
第 95 計算期間	1. 51
第 96 計算期間	5. 45
第 97 計算期間	4. 08
第 98 計算期間	△13. 12
第 99 計算期間	5. 50
第 100 計算期間	△5. 40
第 101 計算期間	4. 06
第 102 計算期間	△0. 49
第 103 計算期間	0. 47
第 104 計算期間	4. 27
第 105 計算期間	0. 72
第 106 計算期間	△2. 56
第 107 計算期間	0. 69
第 108 計算期間	3. 09
第 109 計算期間	0. 94
第 110 計算期間	1. 97
第 111 計算期間	△0. 14
第 112 計算期間	1. 88

第 113 計算期間	5. 05
第 114 計算期間	△2. 32
第 115 計算期間	9. 80
第 116 計算期間	△1. 82
第 117 計算期間	△1. 62
第 118 計算期間	2. 36
第 119 計算期間	0. 97
第 120 計算期間	1. 58
第 121 計算期間	0. 98
第 122 計算期間	△0. 33
第 123 計算期間	1. 48
第 124 計算期間	△1. 82
第 125 計算期間	△4. 67
第 126 計算期間	0. 78
第 127 計算期間	2. 38
第 128 計算期間	△3. 37
第 129 計算期間	△4. 99
第 130 計算期間	△1. 96
第 131 計算期間	3. 48
第 132 計算期間	0. 09
第 133 計算期間	0. 02
第 134 計算期間	△3. 52
第 135 計算期間	6. 41
第 136 計算期間	△3. 94
第 137 計算期間	0. 29
第 138 計算期間	2. 26
第 139 計算期間	2. 34
第 140 計算期間	6. 53
第 141 計算期間	0. 46
第 142 計算期間	△1. 03
第 143 計算期間	0. 45
第 144 計算期間	△1. 62
第 145 計算期間	2. 96
第 146 計算期間	0. 69
第 147 計算期間	0. 43
第 148 計算期間	△1. 62
第 149 計算期間	3. 79
第 150 計算期間	1. 52
第 151 計算期間	△0. 69
第 152 計算期間	1. 40
第 153 計算期間	△1. 81

第 154 計算期間	△6. 10
第 155 計算期間	△0. 40
第 156 計算期間	1. 86
第 157 計算期間	0. 16
第 158 計算期間	△1. 98
第 159 計算期間	5. 50
第 160 計算期間	△3. 68
第 161 計算期間	1. 68
第 162 計算期間	0. 15
第 163 計算期間	△0. 82
第 164 計算期間	0. 86
第 165 計算期間	0. 27
第 166 計算期間	2. 69
第 167 計算期間	2. 26
第 168 計算期間	1. 01
第 169 計算期間	△1. 83
第 170 計算期間	1. 60
第 171 計算期間	0. 84
第 172 計算期間	△1. 45
第 173 計算期間	2. 28
第 174 計算期間	0. 22
第 175 計算期間	△0. 09
第 176 計算期間	2. 61
第 177 計算期間	2. 26
第 178 計算期間	2. 66
第 179 計算期間	△18. 64
第 180 計算期間	2. 31
第 181 計算期間	3. 30
第 182 計算期間	5. 13
第 183 計算期間	1. 78
第 184 計算期間	1. 53
第 185 計算期間	△1. 92
第 186 計算期間	1. 03
第 187 計算期間	0. 89
第 188 計算期間	1. 74
第 189 計算期間	△0. 58
第 190 計算期間	1. 22
第 191 計算期間	0. 72
第 192 計算期間	1. 60
第 193 計算期間	0. 51
第 194 計算期間	3. 20

第 195 計算期間	△0. 53
第 196 計算期間	0. 12
第 197 計算期間	0. 27
第 198 計算期間	2. 04
第 199 計算期間	△0. 82
第 200 計算期間	△0. 89
第 201 計算期間	△2. 81
第 202 計算期間	△0. 43
第 203 計算期間	△2. 67
第 204 計算期間	5. 53
第 205 計算期間	△5. 60
第 206 計算期間	3. 76
第 207 計算期間	△2. 91
第 208 計算期間	5. 83
第 209 計算期間	1. 31
第 210 計算期間	△2. 80
第 211 計算期間	0. 24

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 92 計算期間	1, 211, 542, 256	710, 269, 981	23, 705, 486, 100
第 93 計算期間	2, 170, 655, 718	694, 021, 188	25, 182, 120, 630
第 94 計算期間	3, 609, 094, 017	697, 998, 455	28, 093, 216, 192
第 95 計算期間	4, 661, 783, 193	871, 094, 487	31, 883, 904, 898
第 96 計算期間	3, 830, 956, 217	1, 717, 123, 737	33, 997, 737, 378
第 97 計算期間	2, 900, 322, 718	1, 537, 290, 224	35, 360, 769, 872
第 98 計算期間	2, 688, 059, 213	1, 169, 784, 868	36, 879, 044, 217
第 99 計算期間	807, 549, 836	1, 031, 053, 755	36, 655, 540, 298
第 100 計算期間	595, 313, 860	1, 160, 877, 000	36, 089, 977, 158
第 101 計算期間	407, 438, 023	4, 397, 312, 154	32, 100, 103, 027
第 102 計算期間	265, 377, 819	1, 122, 542, 848	31, 242, 937, 998
第 103 計算期間	166, 666, 065	1, 263, 137, 073	30, 146, 466, 990
第 104 計算期間	336, 942, 586	2, 524, 664, 590	27, 958, 744, 986
第 105 計算期間	293, 872, 803	1, 209, 768, 912	27, 042, 848, 877
第 106 計算期間	390, 562, 860	962, 671, 252	26, 470, 740, 485
第 107 計算期間	160, 604, 114	1, 069, 205, 774	25, 562, 138, 825
第 108 計算期間	167, 519, 370	1, 121, 548, 942	24, 608, 109, 253
第 109 計算期間	81, 682, 481	749, 552, 510	23, 940, 239, 224
第 110 計算期間	127, 487, 681	1, 174, 484, 463	22, 893, 242, 442

第 111 計算期間	274, 509, 789	693, 647, 614	22, 474, 104, 617
第 112 計算期間	150, 414, 421	544, 951, 177	22, 079, 567, 861
第 113 計算期間	211, 975, 773	1, 064, 755, 832	21, 226, 787, 802
第 114 計算期間	109, 289, 804	697, 849, 605	20, 638, 228, 001
第 115 計算期間	114, 774, 068	1, 462, 059, 298	19, 290, 942, 771
第 116 計算期間	382, 011, 464	834, 502, 786	18, 838, 451, 449
第 117 計算期間	121, 775, 781	355, 746, 409	18, 604, 480, 821
第 118 計算期間	107, 834, 128	422, 867, 408	18, 289, 447, 541
第 119 計算期間	110, 159, 096	689, 922, 071	17, 709, 684, 566
第 120 計算期間	87, 467, 108	548, 102, 477	17, 249, 049, 197
第 121 計算期間	83, 353, 351	540, 160, 873	16, 792, 241, 675
第 122 計算期間	144, 307, 920	602, 742, 082	16, 333, 807, 513
第 123 計算期間	88, 537, 216	338, 968, 005	16, 083, 376, 724
第 124 計算期間	101, 050, 497	386, 157, 100	15, 798, 270, 121
第 125 計算期間	74, 140, 234	335, 957, 796	15, 536, 452, 559
第 126 計算期間	33, 772, 620	248, 484, 547	15, 321, 740, 632
第 127 計算期間	33, 202, 388	594, 375, 537	14, 760, 567, 483
第 128 計算期間	30, 992, 553	458, 440, 111	14, 333, 119, 925
第 129 計算期間	73, 645, 120	240, 439, 676	14, 166, 325, 369
第 130 計算期間	41, 760, 815	383, 633, 985	13, 824, 452, 199
第 131 計算期間	28, 366, 236	258, 771, 770	13, 594, 046, 665
第 132 計算期間	70, 734, 751	284, 286, 189	13, 380, 495, 227
第 133 計算期間	89, 569, 625	171, 599, 903	13, 298, 464, 949
第 134 計算期間	90, 244, 257	201, 118, 141	13, 187, 591, 065
第 135 計算期間	112, 617, 701	315, 845, 482	12, 984, 363, 284
第 136 計算期間	280, 022, 499	250, 669, 418	13, 013, 716, 365
第 137 計算期間	183, 436, 233	146, 380, 967	13, 050, 771, 631
第 138 計算期間	930, 962, 789	270, 669, 295	13, 711, 065, 125
第 139 計算期間	1, 157, 812, 069	585, 948, 939	14, 282, 928, 255
第 140 計算期間	391, 120, 704	1, 127, 379, 316	13, 546, 669, 643
第 141 計算期間	189, 311, 640	744, 092, 603	12, 991, 888, 680
第 142 計算期間	218, 483, 922	456, 485, 212	12, 753, 887, 390
第 143 計算期間	352, 383, 359	437, 476, 831	12, 668, 793, 918
第 144 計算期間	555, 158, 223	280, 130, 884	12, 943, 821, 257
第 145 計算期間	435, 494, 652	530, 225, 252	12, 849, 090, 657
第 146 計算期間	1, 005, 728, 140	200, 584, 836	13, 654, 233, 961
第 147 計算期間	751, 551, 588	696, 236, 675	13, 709, 548, 874
第 148 計算期間	1, 447, 987, 514	264, 719, 742	14, 892, 816, 646
第 149 計算期間	752, 887, 514	568, 468, 275	15, 077, 235, 885
第 150 計算期間	1, 430, 373, 210	1, 022, 177, 894	15, 485, 431, 201
第 151 計算期間	2, 266, 501, 776	1, 013, 114, 768	16, 738, 818, 209

第 152 計算期間	949, 177, 924	599, 675, 965	17, 088, 320, 168
第 153 計算期間	564, 418, 047	585, 119, 697	17, 067, 618, 518
第 154 計算期間	622, 784, 381	141, 073, 981	17, 549, 328, 918
第 155 計算期間	195, 825, 797	174, 673, 776	17, 570, 480, 939
第 156 計算期間	120, 048, 254	157, 142, 332	17, 533, 386, 861
第 157 計算期間	123, 975, 964	183, 305, 124	17, 474, 057, 701
第 158 計算期間	84, 190, 805	227, 953, 211	17, 330, 295, 295
第 159 計算期間	102, 668, 603	798, 640, 705	16, 634, 323, 193
第 160 計算期間	137, 418, 065	355, 277, 011	16, 416, 464, 247
第 161 計算期間	75, 557, 395	330, 737, 831	16, 161, 283, 811
第 162 計算期間	49, 559, 088	474, 061, 649	15, 736, 781, 250
第 163 計算期間	127, 998, 884	188, 549, 864	15, 676, 230, 270
第 164 計算期間	68, 771, 028	151, 124, 535	15, 593, 876, 763
第 165 計算期間	50, 687, 337	75, 987, 638	15, 568, 576, 462
第 166 計算期間	81, 964, 585	212, 951, 422	15, 437, 589, 625
第 167 計算期間	179, 836, 048	241, 475, 559	15, 375, 950, 114
第 168 計算期間	197, 512, 699	326, 809, 068	15, 246, 653, 745
第 169 計算期間	60, 689, 531	96, 843, 101	15, 210, 500, 175
第 170 計算期間	99, 934, 403	134, 452, 399	15, 175, 982, 179
第 171 計算期間	124, 854, 257	115, 544, 773	15, 185, 291, 663
第 172 計算期間	428, 581, 259	123, 451, 884	15, 490, 421, 038
第 173 計算期間	117, 414, 756	131, 734, 475	15, 476, 101, 319
第 174 計算期間	125, 282, 473	161, 134, 728	15, 440, 249, 064
第 175 計算期間	325, 820, 561	192, 414, 826	15, 573, 654, 799
第 176 計算期間	371, 547, 220	168, 094, 213	15, 777, 107, 806
第 177 計算期間	209, 712, 589	326, 589, 398	15, 660, 230, 997
第 178 計算期間	508, 954, 656	443, 126, 601	15, 726, 059, 052
第 179 計算期間	207, 922, 939	298, 371, 112	15, 635, 610, 879
第 180 計算期間	102, 301, 601	192, 120, 057	15, 545, 792, 423
第 181 計算期間	119, 751, 730	28, 465, 693	15, 637, 078, 460
第 182 計算期間	55, 311, 590	92, 711, 295	15, 599, 678, 755
第 183 計算期間	49, 177, 918	140, 952, 775	15, 507, 903, 898
第 184 計算期間	100, 105, 666	237, 339, 232	15, 370, 670, 332
第 185 計算期間	49, 922, 403	210, 284, 961	15, 210, 307, 774
第 186 計算期間	27, 532, 151	184, 664, 718	15, 053, 175, 207
第 187 計算期間	64, 123, 292	294, 523, 144	14, 822, 775, 355
第 188 計算期間	46, 656, 033	329, 866, 489	14, 539, 564, 899
第 189 計算期間	56, 856, 332	221, 836, 893	14, 374, 584, 338
第 190 計算期間	75, 120, 775	379, 148, 163	14, 070, 556, 950
第 191 計算期間	51, 240, 515	266, 305, 181	13, 855, 492, 284
第 192 計算期間	65, 022, 698	293, 653, 953	13, 626, 861, 029

第 193 計算期間	42,277,504	193,989,567	13,475,148,966
第 194 計算期間	79,042,415	154,972,902	13,399,218,479
第 195 計算期間	31,639,048	133,240,426	13,297,617,101
第 196 計算期間	27,649,170	235,573,876	13,089,692,395
第 197 計算期間	42,110,333	186,538,177	12,945,264,551
第 198 計算期間	52,784,398	219,160,176	12,778,888,773
第 199 計算期間	23,282,462	367,674,926	12,434,496,309
第 200 計算期間	37,542,795	265,947,619	12,206,091,485
第 201 計算期間	37,124,543	97,723,450	12,145,492,578
第 202 計算期間	38,272,010	62,541,432	12,121,223,156
第 203 計算期間	34,769,537	185,531,217	11,970,461,476
第 204 計算期間	31,352,698	144,708,511	11,857,105,663
第 205 計算期間	27,431,184	142,816,037	11,741,720,810
第 206 計算期間	52,673,898	129,808,962	11,664,585,746
第 207 計算期間	32,980,427	176,683,985	11,520,882,188
第 208 計算期間	30,138,996	84,068,183	11,466,953,001
第 209 計算期間	24,183,704	59,213,138	11,431,923,567
第 210 計算期間	25,076,725	46,780,311	11,410,219,981
第 211 計算期間	44,468,773	111,856,393	11,342,832,361

【ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）】

（１）【投資状況】

令和 4 年 11 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	5,163,949,742	99.16
親投資信託受益証券	日本	5,583,864	0.11
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	38,272,028	0.73
純資産総額		5,207,805,634	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 11 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド（エン・ヘッジド） インカム ファンド	907,867.395	5,589	5,074,070,870	5,688	5,163,949,742	99.16

日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,484,593	1.0181	5,583,864	1.0181	5,583,864	0.11
----	-----------	-------------------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 11 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.16
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 11 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 92 計算期間末日 (平成 24 年 12 月 20 日)	48,785,368,122	49,069,336,046	10,308	10,368
第 93 計算期間末日 (平成 25 年 1 月 21 日)	60,849,157,435	61,203,177,728	10,313	10,373
第 94 計算期間末日 (平成 25 年 2 月 20 日)	65,261,558,353	65,649,297,643	10,099	10,159
第 95 計算期間末日 (平成 25 年 3 月 21 日)	63,926,594,913	64,310,967,504	9,979	10,039
第 96 計算期間末日 (平成 25 年 4 月 22 日)	63,109,521,665	63,485,310,610	10,076	10,136
第 97 計算期間末日 (平成 25 年 5 月 20 日)	62,143,888,103	62,515,070,182	10,045	10,105
第 98 計算期間末日 (平成 25 年 6 月 20 日)	57,652,885,821	58,020,866,901	9,400	9,460
第 99 計算期間末日 (平成 25 年 7 月 22 日)	54,901,934,509	55,255,420,461	9,319	9,379
第 100 計算期間末日 (平成 25 年 8 月 20 日)	50,789,055,383	51,128,716,870	8,972	9,032
第 101 計算期間末日 (平成 25 年 9 月 20 日)	49,225,362,888	49,548,608,771	9,137	9,197
第 102 計算期間末日 (平成 25 年 10 月 21 日)	47,536,288,164	47,846,872,825	9,183	9,243
第 103 計算期間末日 (平成 25 年 11 月 20 日)	44,451,394,478	44,749,715,487	8,940	9,000
第 104 計算期間末日 (平成 25 年 12 月 20 日)	42,099,573,597	42,383,352,942	8,901	8,961
第 105 計算期間末日 (平成 26 年 1 月 20 日)	40,863,707,417	41,139,170,571	8,901	8,961
第 106 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 20 日)	38,217,421,430	38,478,474,263	8,784	8,844
第 107 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 20 日)	37,185,576,369	37,437,969,478	8,840	8,900

第 108 計算期間末日	(平成 26 年 4 月 21 日)	36,611,987,326	36,856,349,103	8,990	9,050
第 109 計算期間末日	(平成 26 年 5 月 20 日)	35,925,076,757	36,161,750,329	9,108	9,168
第 110 計算期間末日	(平成 26 年 6 月 20 日)	35,092,624,791	35,322,270,728	9,169	9,229
第 111 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 22 日)	33,914,109,182	34,136,834,055	9,136	9,196
第 112 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 20 日)	32,978,687,389	33,195,826,852	9,113	9,173
第 113 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 22 日)	31,373,097,150	31,582,914,350	8,972	9,032
第 114 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 20 日)	30,113,525,329	30,316,951,142	8,882	8,942
第 115 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 20 日)	28,906,604,775	29,104,145,509	8,780	8,840
第 116 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 22 日)	26,961,418,091	27,153,210,223	8,435	8,495
第 117 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 20 日)	26,232,373,854	26,420,605,235	8,362	8,422
第 118 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 20 日)	25,766,062,710	25,950,195,339	8,396	8,456
第 119 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 20 日)	24,676,801,329	24,855,623,600	8,280	8,340
第 120 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 20 日)	24,502,568,682	24,675,932,081	8,480	8,540
第 121 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 20 日)	23,705,216,740	23,874,799,775	8,387	8,447
第 122 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	22,184,943,944	22,348,155,201	8,156	8,216
第 123 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 21 日)	21,649,615,377	21,809,663,505	8,116	8,176
第 124 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 20 日)	20,343,866,193	20,498,300,784	7,904	7,964
第 125 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	19,230,041,285	19,379,665,901	7,711	7,771
第 126 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 20 日)	18,994,499,958	19,141,170,601	7,770	7,830
第 127 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 20 日)	17,984,958,414	18,125,466,476	7,680	7,740
第 128 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 21 日)	16,810,684,004	16,946,391,775	7,432	7,492
第 129 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 20 日)	16,034,543,155	16,167,756,369	7,222	7,282
第 130 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	15,856,922,084	15,986,860,176	7,322	7,382
第 131 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	16,131,852,676	16,259,620,412	7,576	7,636
第 132 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	16,170,203,329	16,296,749,589	7,667	7,727
第 133 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	16,327,637,131	16,457,250,680	7,558	7,618
第 134 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	16,486,700,785	16,616,738,641	7,607	7,667
第 135 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	17,372,919,592	17,505,839,865	7,842	7,902
第 136 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	18,878,894,931	19,022,039,632	7,913	7,973
第 137 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	19,313,599,536	19,463,116,205	7,750	7,810
第 138 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	21,176,149,456	21,340,458,511	7,733	7,793
第 139 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	23,199,681,107	23,390,277,739	7,303	7,363
第 140 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	23,919,068,843	24,116,058,725	7,285	7,345
第 141 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	24,366,356,677	24,565,097,258	7,356	7,416
第 142 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	23,515,155,819	23,706,688,713	7,366	7,426
第 143 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	22,348,440,493	22,531,019,876	7,344	7,404
第 144 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	20,952,671,432	21,122,891,279	7,386	7,446
第 145 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	20,202,233,974	20,366,846,836	7,364	7,424
第 146 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	20,399,933,208	20,566,258,101	7,359	7,419
第 147 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	21,140,027,691	21,313,913,913	7,294	7,354
第 148 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	21,416,613,019	21,592,897,809	7,289	7,349

第 149 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	20,277,269,990	20,443,679,941	7,311	7,371
第 150 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	21,521,479,644	21,698,740,115	7,285	7,345
第 151 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	22,149,635,010	22,272,645,863	7,202	7,242
第 152 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	21,758,126,756	21,878,918,276	7,205	7,245
第 153 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	21,183,047,278	21,301,268,090	7,167	7,207
第 154 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 20 日)	20,282,780,247	20,398,973,315	6,982	7,022
第 155 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 20 日)	19,605,338,442	19,718,712,762	6,917	6,957
第 156 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 20 日)	19,415,236,168	19,527,978,016	6,888	6,928
第 157 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 21 日)	18,481,680,529	18,592,987,286	6,642	6,682
第 158 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 20 日)	17,848,060,471	17,957,733,507	6,510	6,550
第 159 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 20 日)	17,672,332,854	17,779,027,924	6,625	6,665
第 160 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 20 日)	16,844,372,552	16,948,470,917	6,472	6,512
第 161 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 20 日)	16,251,983,830	16,353,279,514	6,418	6,458
第 162 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 22 日)	15,804,905,230	15,904,227,348	6,365	6,405
第 163 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 20 日)	15,159,995,768	15,256,913,099	6,257	6,297
第 164 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	14,943,184,223	15,038,550,980	6,268	6,308
第 165 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	14,786,991,473	14,879,963,048	6,362	6,402
第 166 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	14,695,881,382	14,764,452,391	6,429	6,459
第 167 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	14,607,678,345	14,675,286,241	6,482	6,512
第 168 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	14,428,544,382	14,495,419,830	6,473	6,503
第 169 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	14,201,065,152	14,267,442,497	6,418	6,448
第 170 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	14,316,744,942	14,382,247,975	6,557	6,587
第 171 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	14,170,574,263	14,234,976,214	6,601	6,631
第 172 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	13,863,307,186	13,926,909,061	6,539	6,569
第 173 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	13,793,154,500	13,856,358,590	6,547	6,577
第 174 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	13,478,116,304	13,540,433,926	6,488	6,518
第 175 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	13,293,818,868	13,355,722,717	6,442	6,472
第 176 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	13,277,592,626	13,338,775,436	6,510	6,540
第 177 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	13,247,984,219	13,308,583,641	6,558	6,588
第 178 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	13,134,529,894	13,193,868,091	6,641	6,671
第 179 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	10,396,815,765	10,454,816,148	5,378	5,408
第 180 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	10,914,498,856	10,952,967,528	5,674	5,694
第 181 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	11,122,991,234	11,161,267,980	5,812	5,832
第 182 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	11,625,619,591	11,663,578,593	6,125	6,145
第 183 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	11,587,811,139	11,625,201,549	6,198	6,218
第 184 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	11,724,936,563	11,761,892,139	6,345	6,365
第 185 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	11,388,303,218	11,424,769,946	6,246	6,266
第 186 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	11,150,511,642	11,186,159,566	6,256	6,276
第 187 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	10,959,303,156	10,993,703,770	6,372	6,392
第 188 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	10,689,036,987	10,722,020,688	6,481	6,501
第 189 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	10,205,273,424	10,237,206,560	6,392	6,412

第 190 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	9, 888, 086, 632	9, 919, 269, 417	6, 342	6, 362
第 191 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	9, 475, 480, 810	9, 506, 144, 304	6, 180	6, 200
第 192 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	9, 468, 205, 643	9, 498, 296, 598	6, 293	6, 313
第 193 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	9, 252, 925, 845	9, 282, 432, 396	6, 272	6, 292
第 194 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	9, 248, 952, 381	9, 278, 076, 463	6, 351	6, 371
第 195 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	9, 076, 111, 471	9, 104, 720, 815	6, 345	6, 365
第 196 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	8, 849, 003, 053	8, 877, 045, 751	6, 311	6, 331
第 197 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	8, 637, 078, 219	8, 664, 425, 373	6, 317	6, 337
第 198 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	8, 143, 636, 376	8, 170, 077, 921	6, 160	6, 180
第 199 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	7, 884, 423, 844	7, 910, 227, 849	6, 111	6, 131
第 200 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	7, 625, 906, 661	7, 651, 122, 000	6, 049	6, 069
第 201 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	7, 285, 789, 694	7, 310, 785, 808	5, 830	5, 850
第 202 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	7, 122, 441, 221	7, 147, 243, 345	5, 743	5, 763
第 203 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	6, 569, 512, 887	6, 593, 873, 555	5, 394	5, 414
第 204 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	6, 324, 961, 928	6, 349, 131, 788	5, 234	5, 254
第 205 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	5, 899, 365, 978	5, 923, 107, 915	4, 970	4, 990
第 206 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	5, 680, 044, 915	5, 703, 588, 514	4, 825	4, 845
第 207 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	5, 324, 373, 235	5, 347, 687, 396	4, 568	4, 588
第 208 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	5, 572, 341, 039	5, 595, 481, 049	4, 816	4, 836
第 209 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	5, 344, 017, 962	5, 367, 043, 440	4, 642	4, 662
第 210 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	4, 896, 084, 189	4, 918, 914, 444	4, 289	4, 309
第 211 計算期間末日	(令和 4 年 11 月 21 日)	5, 118, 596, 760	5, 141, 123, 842	4, 544	4, 564
	令和 3 年 11 月末日	7, 717, 013, 359	—	5, 996	—
	12 月末日	7, 605, 401, 257	—	6, 039	—
	令和 4 年 1 月末日	7, 302, 554, 729	—	5, 853	—
	2 月末日	6, 911, 421, 039	—	5, 582	—
	3 月末日	6, 638, 136, 643	—	5, 456	—
	4 月末日	6, 204, 374, 681	—	5, 172	—
	5 月末日	6, 059, 812, 728	—	5, 117	—
	6 月末日	5, 575, 274, 828	—	4, 741	—
	7 月末日	5, 510, 159, 571	—	4, 745	—
	8 月末日	5, 494, 541, 509	—	4, 758	—
	9 月末日	5, 048, 292, 494	—	4, 397	—
	10 月末日	4, 963, 764, 804	—	4, 366	—
	11 月末日	5, 207, 805, 634	—	4, 623	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
--	-------------

第 92 計算期間	60 円
第 93 計算期間	60 円
第 94 計算期間	60 円
第 95 計算期間	60 円
第 96 計算期間	60 円
第 97 計算期間	60 円
第 98 計算期間	60 円
第 99 計算期間	60 円
第 100 計算期間	60 円
第 101 計算期間	60 円
第 102 計算期間	60 円
第 103 計算期間	60 円
第 104 計算期間	60 円
第 105 計算期間	60 円
第 106 計算期間	60 円
第 107 計算期間	60 円
第 108 計算期間	60 円
第 109 計算期間	60 円
第 110 計算期間	60 円
第 111 計算期間	60 円
第 112 計算期間	60 円
第 113 計算期間	60 円
第 114 計算期間	60 円
第 115 計算期間	60 円
第 116 計算期間	60 円
第 117 計算期間	60 円
第 118 計算期間	60 円
第 119 計算期間	60 円
第 120 計算期間	60 円
第 121 計算期間	60 円
第 122 計算期間	60 円
第 123 計算期間	60 円
第 124 計算期間	60 円
第 125 計算期間	60 円
第 126 計算期間	60 円
第 127 計算期間	60 円
第 128 計算期間	60 円
第 129 計算期間	60 円
第 130 計算期間	60 円
第 131 計算期間	60 円
第 132 計算期間	60 円

第 133 計算期間	60 円
第 134 計算期間	60 円
第 135 計算期間	60 円
第 136 計算期間	60 円
第 137 計算期間	60 円
第 138 計算期間	60 円
第 139 計算期間	60 円
第 140 計算期間	60 円
第 141 計算期間	60 円
第 142 計算期間	60 円
第 143 計算期間	60 円
第 144 計算期間	60 円
第 145 計算期間	60 円
第 146 計算期間	60 円
第 147 計算期間	60 円
第 148 計算期間	60 円
第 149 計算期間	60 円
第 150 計算期間	60 円
第 151 計算期間	40 円
第 152 計算期間	40 円
第 153 計算期間	40 円
第 154 計算期間	40 円
第 155 計算期間	40 円
第 156 計算期間	40 円
第 157 計算期間	40 円
第 158 計算期間	40 円
第 159 計算期間	40 円
第 160 計算期間	40 円
第 161 計算期間	40 円
第 162 計算期間	40 円
第 163 計算期間	40 円
第 164 計算期間	40 円
第 165 計算期間	40 円
第 166 計算期間	30 円
第 167 計算期間	30 円
第 168 計算期間	30 円
第 169 計算期間	30 円
第 170 計算期間	30 円
第 171 計算期間	30 円
第 172 計算期間	30 円
第 173 計算期間	30 円

第 174 計算期間	30 円
第 175 計算期間	30 円
第 176 計算期間	30 円
第 177 計算期間	30 円
第 178 計算期間	30 円
第 179 計算期間	30 円
第 180 計算期間	20 円
第 181 計算期間	20 円
第 182 計算期間	20 円
第 183 計算期間	20 円
第 184 計算期間	20 円
第 185 計算期間	20 円
第 186 計算期間	20 円
第 187 計算期間	20 円
第 188 計算期間	20 円
第 189 計算期間	20 円
第 190 計算期間	20 円
第 191 計算期間	20 円
第 192 計算期間	20 円
第 193 計算期間	20 円
第 194 計算期間	20 円
第 195 計算期間	20 円
第 196 計算期間	20 円
第 197 計算期間	20 円
第 198 計算期間	20 円
第 199 計算期間	20 円
第 200 計算期間	20 円
第 201 計算期間	20 円
第 202 計算期間	20 円
第 203 計算期間	20 円
第 204 計算期間	20 円
第 205 計算期間	20 円
第 206 計算期間	20 円
第 207 計算期間	20 円
第 208 計算期間	20 円
第 209 計算期間	20 円
第 210 計算期間	20 円
第 211 計算期間	20 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 92 計算期間	1. 45
第 93 計算期間	0. 63
第 94 計算期間	△1. 49
第 95 計算期間	△0. 59
第 96 計算期間	1. 57
第 97 計算期間	0. 28
第 98 計算期間	△5. 82
第 99 計算期間	△0. 22
第 100 計算期間	△3. 07
第 101 計算期間	2. 50
第 102 計算期間	1. 16
第 103 計算期間	△1. 99
第 104 計算期間	0. 23
第 105 計算期間	0. 67
第 106 計算期間	△0. 64
第 107 計算期間	1. 32
第 108 計算期間	2. 37
第 109 計算期間	1. 97
第 110 計算期間	1. 32
第 111 計算期間	0. 29
第 112 計算期間	0. 40
第 113 計算期間	△0. 88
第 114 計算期間	△0. 33
第 115 計算期間	△0. 47
第 116 計算期間	△3. 24
第 117 計算期間	△0. 15
第 118 計算期間	1. 12
第 119 計算期間	△0. 66
第 120 計算期間	3. 14
第 121 計算期間	△0. 38
第 122 計算期間	△2. 03
第 123 計算期間	0. 24
第 124 計算期間	△1. 87
第 125 計算期間	△1. 68
第 126 計算期間	1. 54
第 127 計算期間	△0. 38
第 128 計算期間	△2. 44
第 129 計算期間	△2. 01
第 130 計算期間	2. 21

第 131 計算期間	4. 28
第 132 計算期間	1. 99
第 133 計算期間	△0. 63
第 134 計算期間	1. 44
第 135 計算期間	3. 87
第 136 計算期間	1. 67
第 137 計算期間	△1. 30
第 138 計算期間	0. 55
第 139 計算期間	△4. 78
第 140 計算期間	0. 57
第 141 計算期間	1. 79
第 142 計算期間	0. 95
第 143 計算期間	0. 51
第 144 計算期間	1. 38
第 145 計算期間	0. 51
第 146 計算期間	0. 74
第 147 計算期間	△0. 06
第 148 計算期間	0. 75
第 149 計算期間	1. 12
第 150 計算期間	0. 46
第 151 計算期間	△0. 59
第 152 計算期間	0. 59
第 153 計算期間	0. 02
第 154 計算期間	△2. 02
第 155 計算期間	△0. 35
第 156 計算期間	0. 15
第 157 計算期間	△2. 99
第 158 計算期間	△1. 38
第 159 計算期間	2. 38
第 160 計算期間	△1. 70
第 161 計算期間	△0. 21
第 162 計算期間	△0. 20
第 163 計算期間	△1. 06
第 164 計算期間	0. 81
第 165 計算期間	2. 13
第 166 計算期間	1. 52
第 167 計算期間	1. 29
第 168 計算期間	0. 32
第 169 計算期間	△0. 38
第 170 計算期間	2. 63
第 171 計算期間	1. 12

第 172 計算期間	△0. 48
第 173 計算期間	0. 58
第 174 計算期間	△0. 44
第 175 計算期間	△0. 24
第 176 計算期間	1. 52
第 177 計算期間	1. 19
第 178 計算期間	1. 72
第 179 計算期間	△18. 56
第 180 計算期間	5. 87
第 181 計算期間	2. 78
第 182 計算期間	5. 72
第 183 計算期間	1. 51
第 184 計算期間	2. 69
第 185 計算期間	△1. 24
第 186 計算期間	0. 48
第 187 計算期間	2. 17
第 188 計算期間	2. 02
第 189 計算期間	△1. 06
第 190 計算期間	△0. 46
第 191 計算期間	△2. 23
第 192 計算期間	2. 15
第 193 計算期間	△0. 01
第 194 計算期間	1. 57
第 195 計算期間	0. 22
第 196 計算期間	△0. 22
第 197 計算期間	0. 41
第 198 計算期間	△2. 16
第 199 計算期間	△0. 47
第 200 計算期間	△0. 68
第 201 計算期間	△3. 28
第 202 計算期間	△1. 14
第 203 計算期間	△5. 72
第 204 計算期間	△2. 59
第 205 計算期間	△4. 66
第 206 計算期間	△2. 51
第 207 計算期間	△4. 91
第 208 計算期間	5. 86
第 209 計算期間	△3. 19
第 210 計算期間	△7. 17
第 211 計算期間	6. 41

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の

額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 92 計算期間	18,671,296,653	520,629,709	47,327,987,442
第 93 計算期間	12,631,578,910	956,184,183	59,003,382,169
第 94 計算期間	9,117,749,897	3,497,916,950	64,623,215,116
第 95 計算期間	5,369,503,741	5,930,620,264	64,062,098,593
第 96 計算期間	4,761,443,195	6,192,050,931	62,631,490,857
第 97 計算期間	4,216,564,278	4,984,375,165	61,863,679,970
第 98 計算期間	3,402,190,786	3,935,690,671	61,330,180,085
第 99 計算期間	962,606,117	3,378,460,738	58,914,325,464
第 100 計算期間	496,186,182	2,800,263,659	56,610,247,987
第 101 計算期間	269,509,222	3,005,443,276	53,874,313,933
第 102 計算期間	191,906,977	2,302,110,630	51,764,110,280
第 103 計算期間	273,434,579	2,317,376,670	49,720,168,189
第 104 計算期間	384,830,492	2,808,441,051	47,296,557,630
第 105 計算期間	168,737,621	1,554,769,507	45,910,525,744
第 106 計算期間	104,836,655	2,506,556,884	43,508,805,515
第 107 計算期間	64,557,347	1,507,844,621	42,065,518,241
第 108 計算期間	130,554,949	1,469,110,319	40,726,962,871
第 109 計算期間	95,928,243	1,377,295,735	39,445,595,379
第 110 計算期間	330,513,569	1,501,786,063	38,274,322,885
第 111 計算期間	179,955,143	1,333,465,858	37,120,812,170
第 112 計算期間	123,430,827	1,054,332,354	36,189,910,643
第 113 計算期間	128,887,001	1,349,264,238	34,969,533,406
第 114 計算期間	74,692,245	1,139,923,376	33,904,302,275
第 115 計算期間	99,353,808	1,080,200,316	32,923,455,767
第 116 計算期間	116,139,733	1,074,240,005	31,965,355,495
第 117 計算期間	85,061,186	678,519,842	31,371,896,839
第 118 計算期間	84,084,045	767,209,332	30,688,771,552
第 119 計算期間	55,880,097	940,939,742	29,803,711,907
第 120 計算期間	73,351,246	983,163,284	28,893,899,869
第 121 計算期間	79,787,092	709,847,754	28,263,839,207
第 122 計算期間	98,931,414	1,160,894,399	27,201,876,222
第 123 計算期間	63,590,747	590,778,907	26,674,688,062
第 124 計算期間	58,285,144	993,874,704	25,739,098,502
第 125 計算期間	47,377,434	849,039,817	24,937,436,119
第 126 計算期間	36,340,546	528,669,354	24,445,107,311
第 127 計算期間	42,178,762	1,069,275,580	23,418,010,493

第 128 計算期間	38, 595, 554	838, 644, 149	22, 617, 961, 898
第 129 計算期間	39, 531, 978	455, 291, 446	22, 202, 202, 430
第 130 計算期間	81, 946, 758	627, 800, 404	21, 656, 348, 784
第 131 計算期間	55, 751, 747	417, 477, 733	21, 294, 622, 798
第 132 計算期間	340, 714, 828	544, 294, 268	21, 091, 043, 358
第 133 計算期間	823, 635, 823	312, 420, 905	21, 602, 258, 276
第 134 計算期間	823, 630, 582	752, 912, 844	21, 672, 976, 014
第 135 計算期間	1, 314, 648, 165	834, 245, 267	22, 153, 378, 912
第 136 計算期間	2, 920, 192, 957	1, 216, 121, 646	23, 857, 450, 223
第 137 計算期間	2, 497, 427, 441	1, 435, 432, 768	24, 919, 444, 896
第 138 計算期間	3, 406, 826, 934	941, 429, 318	27, 384, 842, 512
第 139 計算期間	5, 333, 878, 591	952, 615, 680	31, 766, 105, 423
第 140 計算期間	2, 438, 656, 712	1, 373, 114, 998	32, 831, 647, 137
第 141 計算期間	1, 960, 505, 123	1, 668, 721, 928	33, 123, 430, 332
第 142 計算期間	1, 260, 553, 222	2, 461, 834, 542	31, 922, 149, 012
第 143 計算期間	998, 103, 461	2, 490, 355, 220	30, 429, 897, 253
第 144 計算期間	698, 394, 031	2, 758, 316, 732	28, 369, 974, 552
第 145 計算期間	1, 181, 146, 280	2, 115, 643, 758	27, 435, 477, 074
第 146 計算期間	1, 708, 378, 546	1, 423, 040, 045	27, 720, 815, 575
第 147 計算期間	2, 254, 609, 408	994, 387, 837	28, 981, 037, 146
第 148 計算期間	1, 714, 698, 288	1, 314, 936, 949	29, 380, 798, 485
第 149 計算期間	1, 347, 886, 253	2, 993, 692, 772	27, 734, 991, 966
第 150 計算期間	3, 595, 473, 913	1, 787, 053, 934	29, 543, 411, 945
第 151 計算期間	2, 199, 525, 255	990, 223, 790	30, 752, 713, 410
第 152 計算期間	998, 816, 352	1, 553, 649, 580	30, 197, 880, 182
第 153 計算期間	392, 811, 192	1, 035, 488, 288	29, 555, 203, 086
第 154 計算期間	246, 312, 338	753, 248, 309	29, 048, 267, 115
第 155 計算期間	70, 968, 078	775, 655, 011	28, 343, 580, 182
第 156 計算期間	186, 255, 108	344, 373, 150	28, 185, 462, 140
第 157 計算期間	51, 457, 835	410, 230, 554	27, 826, 689, 421
第 158 計算期間	59, 330, 859	467, 761, 086	27, 418, 259, 194
第 159 計算期間	47, 846, 340	792, 337, 885	26, 673, 767, 649
第 160 計算期間	89, 291, 793	738, 468, 037	26, 024, 591, 405
第 161 計算期間	48, 634, 463	749, 304, 731	25, 323, 921, 137
第 162 計算期間	49, 481, 771	542, 873, 346	24, 830, 529, 562
第 163 計算期間	40, 144, 902	641, 341, 500	24, 229, 332, 964
第 164 計算期間	65, 803, 306	453, 446, 913	23, 841, 689, 357
第 165 計算期間	38, 444, 747	637, 240, 185	23, 242, 893, 919
第 166 計算期間	44, 172, 881	430, 063, 660	22, 857, 003, 140
第 167 計算期間	108, 561, 165	429, 598, 778	22, 535, 965, 527
第 168 計算期間	90, 908, 755	335, 058, 252	22, 291, 816, 030

第 169 計算期間	39,563,574	205,597,906	22,125,781,698
第 170 計算期間	60,672,274	352,109,594	21,834,344,378
第 171 計算期間	147,516,200	514,543,496	21,467,317,082
第 172 計算期間	89,649,716	356,341,514	21,200,625,284
第 173 計算期間	161,871,891	294,466,960	21,068,030,215
第 174 計算期間	54,323,518	349,812,965	20,772,540,768
第 175 計算期間	213,404,435	351,328,646	20,634,616,557
第 176 計算期間	151,863,817	392,210,302	20,394,270,072
第 177 計算期間	93,344,326	287,806,936	20,199,807,462
第 178 計算期間	269,915,159	690,323,501	19,779,399,120
第 179 計算期間	104,351,196	550,289,000	19,333,461,316
第 180 計算期間	37,535,995	136,661,296	19,234,336,015
第 181 計算期間	16,527,780	112,490,666	19,138,373,129
第 182 計算期間	29,716,278	188,587,965	18,979,501,442
第 183 計算期間	28,440,719	312,736,774	18,695,205,387
第 184 計算期間	39,616,443	257,033,756	18,477,788,074
第 185 計算期間	22,491,601	266,915,314	18,233,364,361
第 186 計算期間	36,204,903	445,607,134	17,823,962,130
第 187 計算期間	19,640,086	643,294,897	17,200,307,319
第 188 計算期間	39,120,616	747,577,208	16,491,850,727
第 189 計算期間	12,374,730	537,657,135	15,966,568,322
第 190 計算期間	25,387,241	400,562,826	15,591,392,737
第 191 計算期間	30,534,038	290,179,491	15,331,747,284
第 192 計算期間	13,888,200	300,157,557	15,045,477,927
第 193 計算期間	11,278,457	303,480,421	14,753,275,963
第 194 計算期間	67,101,199	258,336,156	14,562,041,006
第 195 計算期間	10,710,765	268,079,692	14,304,672,079
第 196 計算期間	9,984,378	293,307,295	14,021,349,162
第 197 計算期間	9,168,566	356,940,335	13,673,577,393
第 198 計算期間	12,997,511	465,802,260	13,220,772,644
第 199 計算期間	15,634,551	334,404,659	12,902,002,536
第 200 計算期間	18,522,635	312,855,554	12,607,669,617
第 201 計算期間	13,159,575	122,771,988	12,498,057,204
第 202 計算期間	12,016,919	109,011,989	12,401,062,134
第 203 計算期間	13,891,176	234,619,215	12,180,334,095
第 204 計算期間	14,514,429	109,918,254	12,084,930,270
第 205 計算期間	14,776,140	228,737,744	11,870,968,666
第 206 計算期間	27,467,538	126,636,567	11,771,799,637
第 207 計算期間	21,882,761	136,601,767	11,657,080,631
第 208 計算期間	25,601,726	112,676,870	11,570,005,487
第 209 計算期間	17,016,616	74,282,938	11,512,739,165

第 210 計算期間	16, 235, 604	113, 847, 235	11, 415, 127, 534
第 211 計算期間	49, 130, 126	200, 716, 610	11, 263, 541, 050

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 4 年 11 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	2, 682, 076, 342	100. 00
純資産総額		2, 682, 076, 342	100. 00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

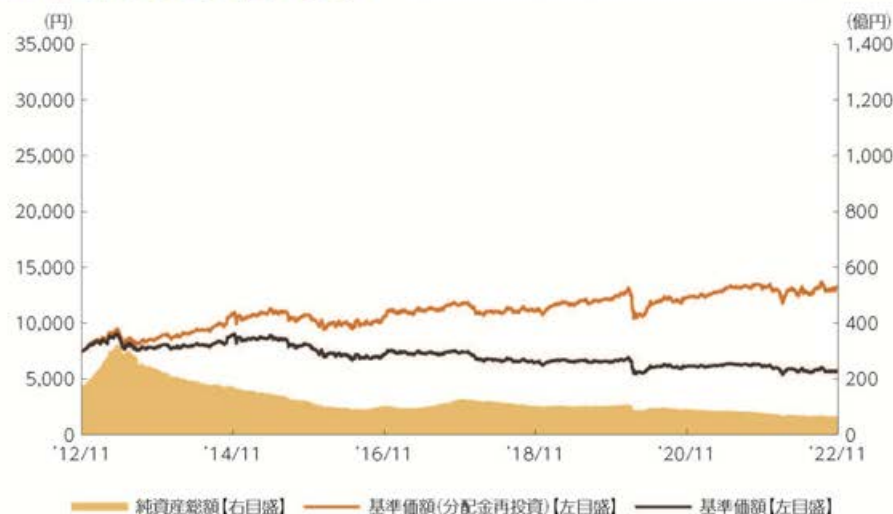


運用実績

2022年11月30日現在

Aコース(為替ヘッジなし)

■基準価額・純資産の推移 2012年11月30日～2022年11月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	5,721円
純資産総額	64.9億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年11月	35円
2022年10月	35円
2022年9月	35円
2022年8月	35円
2022年7月	35円
2022年6月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	11,939円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

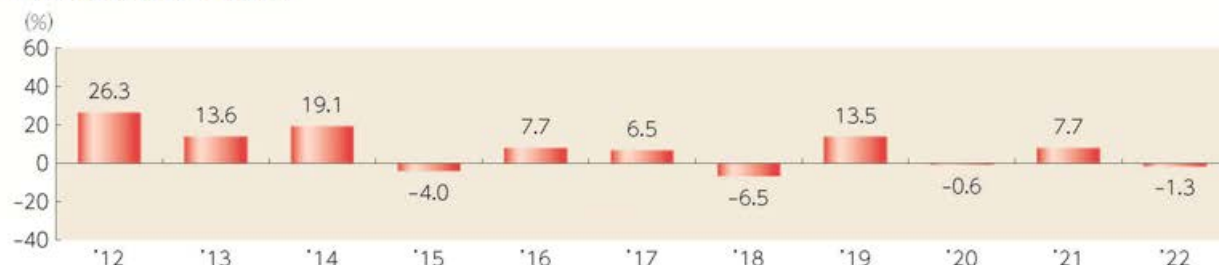
資産構成	比率
ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド	99.5%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.4%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 JAPAN TREASURY DISC BILL #1118	0.0000%	2023/02/13	2.6%
2 ISRAEL MAKAM BILL	0.0000%	2023/07/05	1.8%
3 ISRAEL MAKAM BILL	0.0000%	2023/08/02	1.5%
4 U S TREASURY NOTE	3.1250%	2029/08/31	1.4%
5 ESKOM HOLDINGS SOC LTD SR UNSEC REGS	6.3500%	2028/08/10	1.4%
6 FED REPUBLIC OF BRAZIL	4.7500%	2050/01/14	1.2%
7 EGYPT GOVT SR UNSEC	6.3750%	2031/04/11	1.1%
8 U S TREASURY BOND	2.0000%	2041/11/15	1.1%
9 REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4.8500%	2027/09/27	1.1%
10 PEMEX SR UNSEC	7.6900%	2050/01/23	1.1%

- ・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・余裕資金運用に伴う短期金融商品保有分を含む(レボ取引・CPを除く)

■年間収益率の推移

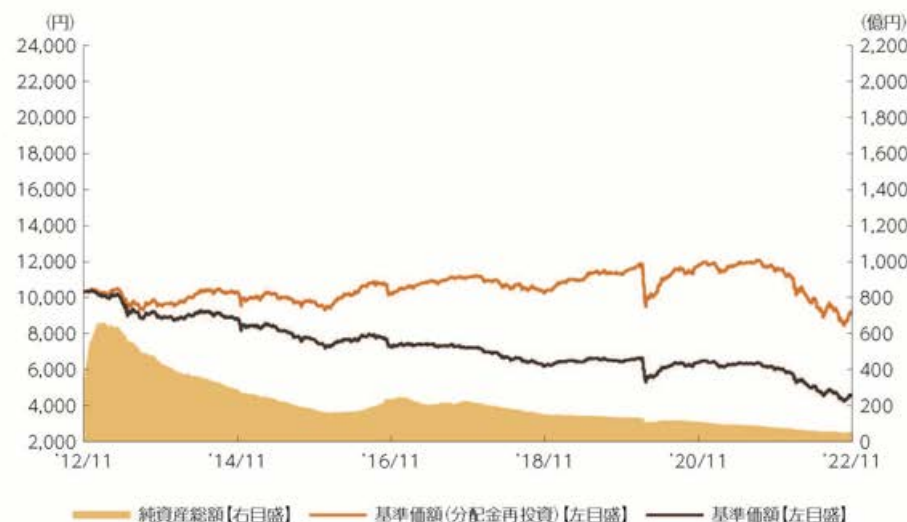


- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2022年は年初から11月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

Bコース(為替ヘッジあり)

■基準価額・純資産の推移 2012年11月30日～2022年11月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	4,623円
純資産総額	52.0億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年11月	20円
2022年10月	20円
2022年9月	20円
2022年8月	20円
2022年7月	20円
2022年6月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	9,133円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

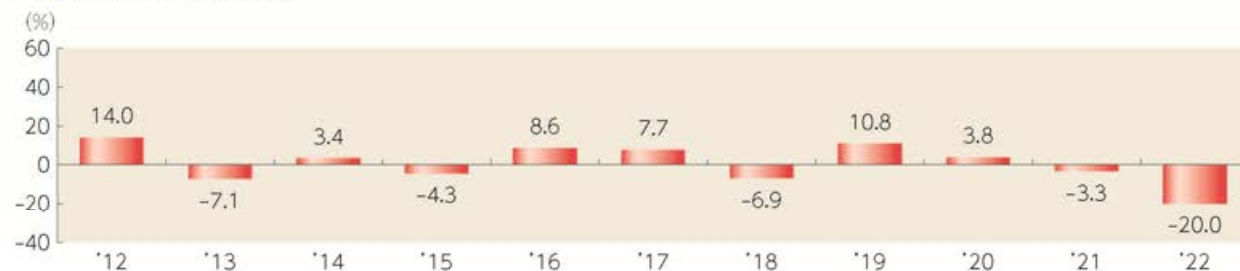
資産構成	比率
ビムコエマージングボンド(インヘッジド)インカムファンド	99.2%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
コールローン他(負債控除後)	0.7%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 JAPAN TREASURY DISC BILL #1118	0.0000%	2023/02/13	2.6%
2 ISRAEL MAKAM BILL	0.0000%	2023/07/05	1.8%
3 ISRAEL MAKAM BILL	0.0000%	2023/08/02	1.5%
4 U S TREASURY NOTE	3.1250%	2029/08/31	1.4%
5 ESKOM HOLDINGS SOC LTD SR UNSEC REGS	6.3500%	2028/08/10	1.4%
6 FED REPUBLIC OF BRAZIL	4.7500%	2050/01/14	1.2%
7 EGYPT GOVT SR UNSEC	6.3750%	2031/04/11	1.1%
8 U S TREASURY BOND	2.0000%	2041/11/15	1.1%
9 REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4.8500%	2027/09/27	1.1%
10 PEMEX SR UNSEC	7.6900%	2050/01/23	1.1%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 余裕資金運用に伴う短期金融商品保有分を含む(レボ取引・CPを除く)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2022年は年初から11月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

⑩その他

「ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）」または「ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う（「スイッチング」といいます。）ことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

1 万口単位または 1 口単位のいずれか販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して 5 営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限(2005年3月4日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月21日から翌月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする外国投資信託がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、

原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了2ヵ月前までに相手方から、書面による契約終了の申出がない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（2）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 4 年 5 月 21 日から令和 4 年 11 月 21 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和5年1月25日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）の令和4年5月21日から令和4年11月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）の令和4年11月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4 年 5 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 11 月 21 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	35,989,416	28,553,190
投資信託受益証券	6,517,339,145	6,391,650,805
親投資信託受益証券	7,012,559	7,011,870
未収入金	50,000,000	50,000,000
流動資産合計	6,610,341,120	6,477,215,865
資産合計	6,610,341,120	6,477,215,865
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	41,096,022	39,699,913
未払解約金	1,804,783	67
未払受託者報酬	311,057	311,704
未払委託者報酬	9,020,678	9,039,422
未払利息	14	66
その他未払費用	26,119	26,173
流動負債合計	52,258,673	49,077,345
負債合計	52,258,673	49,077,345
純資産の部		
元本等		
元本	11,741,720,810	11,342,832,361
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,183,638,363	△4,914,693,841
（分配準備積立金）	252,517	12,483,109
元本等合計	6,558,082,447	6,428,138,520
純資産合計	6,558,082,447	6,428,138,520
負債純資産合計	6,610,341,120	6,477,215,865

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3 年 11 月 23 日 至 令和 4 年 5 月 20 日	当期 自 令和 4 年 5 月 21 日 至 令和 4 年 11 月 21 日
営業収益		
受取配当金	229,998,178	287,230,821
受取利息	27	20
有価証券売買等損益	△696,101,080	107,080,150
営業収益合計	△466,102,875	394,310,991

営業費用

支払利息	2,425	6,550
受託者報酬	1,930,030	1,846,022
委託者報酬	55,970,958	53,534,700
その他費用	162,064	155,001
営業費用合計	58,065,477	55,542,273
営業利益又は営業損失（△）	△524,168,352	338,768,718
経常利益又は経常損失（△）	△524,168,352	338,768,718
当期純利益又は当期純損失（△）	△524,168,352	338,768,718
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△7,901,343	1,088,256
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,691,786,470	△5,183,638,363
剰余金増加額又は欠損金減少額	360,617,983	261,632,203
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	360,617,983	261,632,203
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,055,536	89,437,257
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	84,055,536	89,437,257
分配金	252,147,331	240,930,886
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,183,638,363	△4,914,693,841

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年５月２０日および１１月２０日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和４年５月２１日から令和４年１１月２１日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和４年５月２０日現在]	当期 [令和４年１１月２１日現在]
1. 期首元本額	12,434,496,309 円	11,741,720,810 円
期中追加設定元本額	206,492,767 円	209,522,523 円
期中一部解約元本額	899,268,266 円	608,410,972 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	5,183,638,363 円	4,914,693,841 円
3. 受益権の総数	11,741,720,810 口	11,342,832,361 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和３年１１月２３日 至 令和４年５月２０日	当期 自 令和４年５月２１日 至 令和４年１１月２１日
1. 運用に係る権限を委託するための費用	1. 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第 200 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,975,168 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	473,666,553 円
分配準備積立金額	D	14,934 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	507,656,655 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,206,091,485 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	415 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,721,320 円

第 201 期

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,649,835 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	461,601,703 円
分配準備積立金額	D	1,025,391 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	485,276,929 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,145,492,578 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	399 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,509,224 円

第 202 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,314,442 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	441,287,427 円
分配準備積立金額	D	595,718 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	466,197,587 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,121,223,156 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	384 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,424,281 円

第 203 期

令和 4 年 2 月 22 日

令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,932,371 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	417,845,201 円
分配準備積立金額	D	657,515 円

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第 206 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,625,044 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	382,679,964 円
分配準備積立金額	D	249,732 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	425,554,740 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,664,585,746 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	364 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	40,826,050 円

第 207 期

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,252,267 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	377,973,048 円
分配準備積立金額	D	2,017,779 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	417,243,094 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,520,882,188 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	362 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	40,323,087 円

第 208 期

令和 4 年 7 月 21 日

令和 4 年 8 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,639,580 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	375,063,214 円
分配準備積立金額	D	98,326 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	419,801,120 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,466,953,001 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	366 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	40,134,335 円

第 209 期

令和 4 年 8 月 23 日

令和 4 年 9 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,638,811 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	373,927,130 円
分配準備積立金額	D	4,579,845 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	446,435,087 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,970,461,476 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	372 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	41,896,615 円
第 204 期 令和 4 年 3 月 23 日 令和 4 年 4 月 20 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,106,080 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	399,662,665 円
分配準備積立金額	D	1,045,066 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	439,813,811 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,857,105,663 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	370 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	41,499,869 円
第 205 期 令和 4 年 4 月 21 日 令和 4 年 5 月 20 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,118,934 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	393,428,433 円
分配準備積立金額	D	1,010,401 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	426,557,768 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,741,720,810 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	363 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	41,096,022 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	421,145,786 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,431,923,567 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	368 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	40,011,732 円
第 210 期 令和 4 年 9 月 21 日 令和 4 年 10 月 20 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,366,115 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	373,233,245 円
分配準備積立金額	D	7,177,489 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	421,776,849 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,410,219,981 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	369 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,935,769 円
第 211 期 令和 4 年 10 月 21 日 令和 4 年 11 月 21 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,659,385 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	371,108,391 円
分配準備積立金額	D	8,523,637 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	423,291,413 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,342,832,361 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	373 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,699,913 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 11 月 23 日 至 令和 4 年 5 月 20 日	当期 自 令和 4 年 5 月 21 日 至 令和 4 年 11 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左
-------------------	--	----

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 5 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 11 月 21 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 5 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 11 月 21 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△421, 228, 855	△27, 609, 224
親投資信託受益証券	—	△689
合計	△421, 228, 855	△27, 609, 913

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 5 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 11 月 21 日現在]
1口当たり純資産額	0.5585 円	0.5667 円
(1万口当たり純資産額)	(5,585 円)	(5,667 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド	769,059.17	6,391,650,805	
投資信託受益証券 合計		769,059.17	6,391,650,805	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	6,887,212	7,011,870	
親投資信託受益証券 合計		6,887,212	7,011,870	
合計		7,656,271.17	6,398,662,675	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和5年1月25日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）の令和4年5月21日から令和4年11月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）の令和4年11月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4 年 5 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 11 月 21 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	57,667,526	22,328,553
投資信託受益証券	5,868,432,225	5,093,722,769
親投資信託受益証券	9,354,413	5,583,864
未収入金	30,000,000	40,000,000
流動資産合計	5,965,454,164	5,161,635,186
資産合計	5,965,454,164	5,161,635,186
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	23,741,937	22,527,082
未払解約金	33,996,817	13,273,250
未払受託者報酬	277,539	240,595
未払委託者報酬	8,048,566	6,977,249
未払利息	23	52
その他未払費用	23,304	20,198
流動負債合計	66,088,186	43,038,426
負債合計	66,088,186	43,038,426
純資産の部		
元本等		
元本	11,870,968,666	11,263,541,050
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,971,602,688	△6,144,944,290
（分配準備積立金）	205,393,133	183,625,646
元本等合計	5,899,365,978	5,118,596,760
純資産合計	5,899,365,978	5,118,596,760
負債純資産合計	5,965,454,164	5,161,635,186

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3 年 11 月 23 日 至 令和 4 年 5 月 20 日	当期 自 令和 4 年 5 月 21 日 至 令和 4 年 11 月 21 日
営業収益		
受取配当金	206,379,961	160,828,913
受取利息	23	15
有価証券売買等損益	△1,407,648,291	△475,538,918
営業収益合計	△1,201,268,307	△314,709,990
営業費用		
支払利息	2,420	5,578

受託者報酬	1, 885, 267	1, 513, 738
委託者報酬	54, 672, 691	43, 898, 428
その他費用	158, 298	127, 089
営業費用合計	56, 718, 676	45, 544, 833
営業利益又は営業損失（△）	△1, 257, 986, 983	△360, 254, 823
経常利益又は経常損失（△）	△1, 257, 986, 983	△360, 254, 823
当期純利益又は当期純損失（△）	△1, 257, 986, 983	△360, 254, 823
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△13, 312, 417	166, 719
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5, 017, 578, 692	△5, 971, 602, 688
剰余金増加額又は欠損金減少額	475, 161, 487	409, 737, 927
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	475, 161, 487	409, 737, 927
剰余金減少額又は欠損金増加額	37, 224, 875	84, 277, 402
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37, 224, 875	84, 277, 402
分配金	147, 286, 042	138, 380, 585
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5, 971, 602, 688	△6, 144, 944, 290

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年 5 月 20 日および 11 月 20 日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 4 年 5 月 21 日から令和 4 年 11 月 21 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4 年 5 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 11 月 21 日現在]
1. 期首元本額	12, 902, 002, 536 円	11, 870, 968, 666 円
期中追加設定元本額	86, 880, 874 円	157, 334, 371 円
期中一部解約元本額	1, 117, 914, 744 円	764, 761, 987 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	5, 971, 602, 688 円	6, 144, 944, 290 円
3. 受益権の総数	11, 870, 968, 666 口	11, 263, 541, 050 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3 年 11 月 23 日 至 令和 4 年 5 月 20 日	当期 自 令和 4 年 5 月 21 日 至 令和 4 年 11 月 21 日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10, 000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10, 000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第 200 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,100,203 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	212,277,963 円
分配準備積立金額	D	217,359,555 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	463,737,721 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,607,669,617 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	367 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	25,215,339 円

第 201 期

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,702,647 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	210,666,691 円
分配準備積立金額	D	224,043,163 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	455,412,501 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,498,057,204 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	364 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	24,996,114 円

第 202 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,622,506 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	209,241,485 円
分配準備積立金額	D	217,834,686 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	449,698,677 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,401,062,134 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	362 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	24,802,124 円

第 203 期

令和 4 年 2 月 22 日

令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,836,034 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	205,754,701 円
分配準備積立金額	D	211,579,313 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	441,170,048 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,180,334,095 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	362 円

2. 分配金の計算過程

第 206 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,199,732 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	199,819,644 円
分配準備積立金額	D	203,205,218 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	425,224,594 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,771,799,637 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	361 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,543,599 円

第 207 期

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,762,440 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	198,250,453 円
分配準備積立金額	D	199,522,174 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	419,535,067 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,657,080,631 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	359 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,314,161 円

第 208 期

令和 4 年 7 月 21 日

令和 4 年 8 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,501,077 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	197,202,054 円
分配準備積立金額	D	196,059,224 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	419,762,355 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,570,005,487 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	362 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,140,010 円

第 209 期

令和 4 年 8 月 23 日

令和 4 年 9 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,859,628 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	196,517,899 円
分配準備積立金額	D	198,141,299 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	412,518,826 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,512,739,165 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	358 円

1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	24,360,668 円
第 204 期 令和 4 年 3 月 23 日 令和 4 年 4 月 20 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,592,102 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	204,392,690 円
分配準備積立金額	D	209,152,118 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	438,136,910 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,084,930,270 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	362 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	24,169,860 円
第 205 期 令和 4 年 4 月 21 日 令和 4 年 5 月 20 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,523,008 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	201,026,953 円
分配準備積立金額	D	205,612,062 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	430,162,023 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,870,968,666 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	362 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	23,741,937 円

1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	23,025,478 円
第 210 期 令和 4 年 9 月 21 日 令和 4 年 10 月 20 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,091,107 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	195,121,599 円
分配準備積立金額	D	191,069,552 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	403,282,258 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,415,127,534 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	353 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	22,830,255 円
第 211 期 令和 4 年 10 月 21 日 令和 4 年 11 月 21 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,069,599 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	193,316,871 円
分配準備積立金額	D	182,083,129 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	399,469,599 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,263,541,050 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	354 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	22,527,082 円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 11 月 23 日 至 令和 4 年 5 月 20 日	当期 自 令和 4 年 5 月 21 日 至 令和 4 年 11 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、	同左

	ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	
--	--	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 5 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 11 月 21 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 5 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 11 月 21 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△311, 675, 530	291, 004, 774
親投資信託受益証券	—	△548
合計	△311, 675, 530	291, 004, 226

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 5 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 11 月 21 日現在]
1口当たり純資産額	0.4970 円	0.4544 円
(1万口当たり純資産額)	(4,970 円)	(4,544 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド (エン・ヘッジド) インカム ファンド	911,383.56	5,093,722,769	
投資信託受益証券 合計		911,383.56	5,093,722,769	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,484,593	5,583,864	
親投資信託受益証券 合計		5,484,593	5,583,864	
合 計		6,395,976.56	5,099,306,633	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4 年 11 月 21 日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	460,724,244
現先取引勘定	2,199,999,933
流動資産合計	2,660,724,177

資産合計	2,660,724,177
負債の部	
流動負債	
未払解約金	68
未払利息	1,078
流動負債合計	1,146
負債合計	1,146
純資産の部	
元本等	
元本	2,613,319,906
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	47,403,125
元本等合計	2,660,723,031
純資産合計	2,660,723,031
負債純資産合計	2,660,724,177

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4 年 11 月 21 日現在]
1. 期首	令和 4 年 5 月 21 日
期首元本額	2,845,789,751 円
期中追加設定元本額	1,894,698,772 円
期中一部解約元本額	2,127,168,617 円
元本の内訳※	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	523,697,712 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> （毎月分配型）	2,210,674 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> （毎月分配型）	2,590,474 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> （毎月分配型）	111,354 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> （毎月分配型）	9,893,887 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> （毎月分配型）	24,765,135 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> （毎月分配型）	282,290 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> （毎月分配型）	1,074,934 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーブールファンド>	43,878,184 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> （毎月分配型）	89,620 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> （毎月分配型）	669,935 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バス	212,322 円

ケット通貨コース> (毎月分配型)	
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (毎月分配型)	6,895,341 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (毎月分配型)	1,378,553 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)	5,548,198 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	74,308 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	3,857,128 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	1,339,040 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,145,161 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	16,341,949 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	629,892 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)	416,840 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	71,490,321 円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型)	7,489,236 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり)	2,515,903 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし)	4,289,171 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)	4,489,124 円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (年2回分配型)	11,006 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (年2回分配型)	60,179 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)	50,114 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	20,635 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)	278,281 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	665,580 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,149,232 円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	491,449 円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,828,976 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	2,119,621 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	132,542 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (毎月決算型)	1,936,118 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,829 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (年1回決算型)	9,829 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	9,829 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	2,007,890 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	7,196,270 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,491,640 円

ルコース> (毎月分配型)		
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	3,517,041 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	845,131 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,016,827 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (毎月分配型)	通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (毎月分配型)	2,895,129 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (年2回分配型)	通貨選択シリーズ<円コース> (年2回分配型)	870,254 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (年2回分配型)	通貨選択シリーズ<米ドルコース> (年2回分配型)	2,664,317 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (年2回分配型)	通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (年2回分配型)	215,434 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	490,224 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (年2回分配型)	通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (年2回分配型)	175,974 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (年2回分配型)	通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (年2回分配型)	125,118 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (年2回分配型)	通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (年2回分配型)	208,430 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドA>	通貨選択シリーズ<マネープールファンドA>	61,998,360 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドB>	通貨選択シリーズ<マネープールファンドB>	1,355,194 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (毎月決算型)	トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (毎月決算型)	2,178,993 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	5,411,821 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (年1回決算型)	トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (年1回決算型)	1,020,693 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	2,065,331 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	Cコース (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	521,457 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	Dコース (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	217,015 円
米国バンクロンファンド<為替ヘッジあり> (毎月分配型)	<為替ヘッジあり> (毎月分配型)	1,628,892 円
米国バンクロンファンド<為替ヘッジなし> (毎月分配型)	<為替ヘッジなし> (毎月分配型)	5,812,610 円
米国バンクロン・オープン<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	3,545,187 円
米国バンクロン・オープン<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	8,124,755 円
米国バンクロン・オープン<為替ヘッジあり> (年1回決算型)	<為替ヘッジあり> (年1回決算型)	2,990,177 円
米国バンクロン・オープン<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	3,377,211 円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (毎月分配型)	インカム戦略ファンド<円インカム> (毎月分配型)	5,541,524 円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (年2回分配型)	インカム戦略ファンド<円インカム> (年2回分配型)	2,711,846 円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	8,067,104 円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	3,319,056 円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	13,122,469 円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	1,616,484 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 米ドル円プレミアム (毎月分配型)	米ドル円プレミアム (毎月分配型)	4,433,586 円
三菱UFJ 米国バンクロンファンド 米ドル円プレミアム (年	米ドル円プレミアム (年	1,171,788 円

2回分配型)	
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム> (毎月分配型)	10,787 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム> (年2回分配型)	10,795 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	511,609 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	177,761 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	368,276 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	89,371 円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型> (3ヵ月決算型)	3,063,931 円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	6,324,266 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	1,569,488,380 円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (資産成長型)	89,287 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (資産成長型)	138,420 円
テンブルトン新興国小型株ファンド	49,097 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)	1,453,944 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)	6,675,966 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	5,990,990 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)	9,376,245 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	169,198 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	87,384 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型)	983 円
グローバル・インカム・フルコース (為替ヘッジなし)	983 円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821 円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983 円
三菱UFJ インド債券オープン (毎月決算型)	39,351 円
三菱UFJ/マッコーリー オーストラリアREITファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	97,104 円
マネープールファンド (FOFs用) (適格機関投資家限定)	9,874,414 円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド (毎月分配型)	11,784,347 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース (為替ヘッジなし)	6,887,212 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース (為替ヘッジあり)	5,484,593 円

三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	5,038,306 円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	51,826,756 円
合計	2,613,319,906 円
2. 受益権の総数	2,613,319,906 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4 年 5 月 21 日 至 令和 4 年 11 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 11 月 21 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 11 月 21 日現在]
1 口当たり純資産額	1.0181 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,181 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

令和4年11月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	6,499,170,407
II 負債総額	8,577,670
III 純資産総額 (I - II)	6,490,592,737
IV 発行済口数	11,345,191,136口
V 1口当たり純資産価額 (III / IV)	0.5721
(10,000口当たり)	(5,721)

【ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

令和4年11月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	5,211,368,701
II 負債総額	3,563,067
III 純資産総額 (I - II)	5,207,805,634
IV 発行済口数	11,265,978,165口
V 1口当たり純資産価額 (III / IV)	0.4623
(10,000口当たり)	(4,623)

(参考)

純資産額計算書

令和 4 年 11 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,682,077,774
II 負債総額	1,432
III 純資産総額 (I - II)	2,682,076,342
IV 発行済口数	2,634,303,127口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0181
(10,000口当たり)	(10,181)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	897	22,476,220
追加型公社債投資信託	16	1,413,049
単位型株式投資信託	92	427,643
単位型公社債投資信託	51	123,848
合 計	1,056	24,440,760

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第 38 条及び第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度に係る中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和 4 年 6 月 10 日

三菱UFJ 国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 裕 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 鉄 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ 国際投信株式会社の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 37 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 国際投信株式会社の令和 4 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和 4 年 12 月 2 日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青 木 裕 晃

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 鉄 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの第 38 期事業年度の中間会計期間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和 4 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	※2 2,726	※2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	※2 65,808	※2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費	-	76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780
その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	※1 536	※1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2 4,755,427	※2 5,366,608
法人税等調整額	△19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第 37 期（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和 2 年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号））が令和 2 年 3 月 31 日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 令和 2 年 3 月 31 日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 令和 3 年 8 月 12 日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は 484,886 千円減少、繰延税金資産は 148,472 千円減少、繰越利益剰余金は 336,414 千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 200,739 千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は 475,687 千円増加しております。

1 株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 31 号)の令和 3 年 6 月 17 日の改正は、令和元年 7 月 4 日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね 1 年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和 5 年 3 月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
建物	643,920 千円	805,250 千円
器具備品	1,545,179 千円	2,054,366 千円
投資不動産	151,833 千円	157,995 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
預金	40,328,414 千円	43,782,913 千円
未収収益	14,138 千円	13,741 千円
未払手数料	772,495 千円	836,105 千円
その他未払金	3,425,136 千円	3,887,520 千円
未払費用	349,222 千円	337,847 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
建物	-	2,599 千円
器具備品	536 千円	10,495 千円
計	536 千円	13,094 千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
支払手数料	5,128,270 千円	5,153,589 千円
受取利息	143 千円	7,377 千円
受取賃貸料	65,808 千円	65,808 千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898 千円	4,062,765 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 2,300,000 千円、取得原価は 2,300,000 千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は 31,360 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 8,401,300 千円、取得原価は 8,400,000 千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は 31,360 千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		48,375,193
有価証券		270,676
前払費用		804,517
未収入金		78,340
未収委託者報酬		16,141,814
未収収益		751,362
金銭の信託		10,401,500
その他		264,566
流動資産合計		77,087,971
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	285,704
器具備品	※1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592
投資その他の資産		
投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		18,413,938
固定資産合計		26,337,361
資産合計		103,425,332

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		1, 783, 230
未払金		
未払収益分配金		112, 635
未払償還金		7, 418
未払手数料		6, 226, 860
その他未払金		575, 030
未払費用		5, 329, 791
未払消費税等	※2	592, 374
未払法人税等		2, 634, 965
賞与引当金		954, 015
役員賞与引当金		86, 040
その他		5, 517
流動負債合計		18, 307, 880
固定負債		
退職給付引当金		1, 299, 571
役員退職慰労引当金		75, 667
時効後支払損引当金		261, 505
固定負債合計		1, 636, 744
負債合計		19, 944, 625
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2, 000, 131
資本剰余金		
資本準備金		3, 572, 096
その他資本剰余金		41, 160, 616
資本剰余金合計		44, 732, 712
利益剰余金		
利益準備金		342, 589
その他利益剰余金		
別途積立金		6, 998, 000
繰越利益剰余金		28, 593, 826
利益剰余金合計		35, 934, 416
株主資本合計		82, 667, 260

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	813, 447
評価・換算差額等合計	813, 447
純資産合計	83, 480, 707
負債純資産合計	103, 425, 332

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	※1 1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 9 月 30 日)

営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	
時効後支払損引当金繰入	39,158
事務過誤費	1,807
賃貸関連費用	※1 6,770
その他	11,805
営業外費用合計	59,541
経常利益	7,906,314
特別利益	
投資有価証券売却益	364,481
特別利益合計	364,481
特別損失	
投資有価証券売却損	338
投資有価証券評価損	104,554
固定資産除却損	3,528
特別損失合計	108,421
税引前中間純利益	8,162,374
法人税、住民税及び事業税	2,522,443
法人税等調整額	△ 28,522
法人税等合計	2,493,921
中間純利益	5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	29, 000, 498	36, 341, 088	83, 073, 932
当中間期変動額									
剰余金の配当							△6, 075, 125	△6, 075, 125	△6, 075, 125
中間純利益							5, 668, 453	5, 668, 453	5, 668, 453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△406, 671	△406, 671	△406, 671
当中間期末残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	28, 593, 826	35, 934, 416	82, 667, 260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△813,328	△813,328	△813,328
当中間期変動額合計	△813,328	△813,328	△ 1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

（追加情報）

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日。以下「実務対応報告第 42 号」という。）に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)	
建物	903,274 千円
器具備品	2,258,329 千円
投資不動産	161,052 千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	321,137 千円
無形固定資産	877,740 千円
投資不動産	3,057 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和 4 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和 4 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 令和 4 年 6 月 29 日

(リース取引関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	880,111 千円
1 年超	1,932,485 千円
合 計	2,812,596 千円

(金融商品関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和 4 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((注 2) 参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	270, 676	270, 676	—
(2) 金銭の信託	10, 401, 500	10, 401, 500	—
(3) 投資有価証券	14, 662, 620	14, 662, 620	—
資産計	25, 334, 797	25, 334, 797	

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額 31, 360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159, 536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	270, 676	—	270, 676
金銭の信託	—	10, 401, 500	—	10, 401, 500
投資有価証券	1, 743, 912	12, 918, 707	—	14, 662, 620
資産計	1, 743, 912	23, 590, 884	—	25, 334, 797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第 38 期中間会計期間（令和 4 年 9 月 30 日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159, 536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小 計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,414,223	8,052,120	△637,897
	小 計	7,414,223	8,052,120	△637,897
合 計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額 10,401,500 千円、取得価額 10,400,000 千円）を含めております。
非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360 千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額	394,556.72 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	83,480,707
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211,581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額	26,790.93 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	5,668,453
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	5,668,453
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。) または子法人等 (委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。) と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

① 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）

運用の基本方針

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンドの投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

J P モルガン E M B I グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）をベンチマークとします。

ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則として3年以上8年以内で調整します。実質的に投資する公社債は、原則として取得時においてCCC－格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則としてB－格相当以上を維持します。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（3）投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金4,098,920,709円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第8項、第43条第1項および同条第2項、第44条第1項、第45条第1項、第47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については4,098,920,709口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこ

の投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める累積投資契約約款にしたが

って結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第14条 削除

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

（投資の対象とする資産の種類等）

第21条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンドおよび証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第23条 委託者（第24条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、第29条および第30条において同じ。）は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第24条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第37条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、3、6、9、12月の15日（該当日が休業日の時は該当日以降の最初の営業日）から15日以内および信託終了のときから15日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りします。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（前条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 削除

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証

券等に係る利子等、投資信託証券に係る配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券に係る配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2005年3月4日から2005年5月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第40条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部

解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして

第3項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を

解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

第4条 2006年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2005年3月4日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
三菱UFJ国際投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

1. 約款第13条第2項および第42条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

運用の基本方針

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド（エン・ヘッジド） インカム ファンドの投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

J Pモルガン EMB I グローバル・ダイバーシファイド（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則として3年以上8年以内で調整します。実質的に投資する公社債は、原則として取得時においてCCC－格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則としてB－格相当以上を維持します。

実質的な組入外貨建資産については、原則として投資する外国投資信託において為替ヘッジを行います。

運用指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（3）投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金1,507,364,412円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第8項、第43条第1項および同条第2項、第44条第1項、第45条第1項、第47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,507,364,412口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこ

の投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める累積投資契約約款にしたが

って結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第14条 削除

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

（投資の対象とする資産の種類等）

第21条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド（エン・ヘッジド） インカム ファンドおよび証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第23条 委託者（第24条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、第29条および第30条において同じ。）は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第24条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第37条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、3、6、9、12月の15日（該当日が休業日の時は該当日以降の最初の営業日）から15日以内および信託終了のときから15日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（前条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 削除

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証

券等に係る利子等、投資信託証券に係る配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券に係る配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2005年3月4日から2005年5月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第40条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部

解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして

第3項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を

解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

第4条 2006年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2005年3月4日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
三菱UFJ国際投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

1. 約款第13条第2項および第42条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

